

五 明治四十一年五月 文部大臣 仮名遣ノ件(臨時仮名遣調査委員会への諮問)

申発図二三号

臨時仮名遣調査委員会

別紙仮名遣ノ件ニ関シ其ノ会ノ意見ヲ問フ

明治四十一年五月二十八日

文部大臣 男爵 牧野伸顯

仮名遣ノ件

緒言

- 一 本案ノ仮名遣ハ文部省ニ於ケル教科書検定及ヒ編纂ノ場合ニ之ヲ許容スルモノトス
- 二 本案ノ実行ト同時ニ明治三十三年文部省令第十四号小学校令施行規則第二号表ヲ廃ス

第一章 字音仮名遣ニ関スル事項

旧 仮名遣 新仮名遣

い ろ へ お け げ

ゐ ゑ を く け げ

い ろ へ お け げ

あ	を	か	く	が	さ	ざ	た	だ	な	は	ほ	ほ	ほ	ほ	ら	ろ	け	げ	ぎ
あ	を	か	く	が	さ	ざ	た	だ	な	は	ほ	ほ	ほ	ほ	ら	ろ	け	げ	ぎ
あ	を	か	く	が	さ	ざ	た	だ	な	は	ほ	ほ	ほ	ほ	ら	ろ	け	げ	ぎ
あ	を	か	く	が	さ	ざ	た	だ	な	は	ほ	ほ	ほ	ほ	ら	ろ	け	げ	ぎ
あ	を	か	く	が	さ	ざ	た	だ	な	は	ほ	ほ	ほ	ほ	ら	ろ	け	げ	ぎ
あ	を	か	く	が	さ	ざ	た	だ	な	は	ほ	ほ	ほ	ほ	ら	ろ	け	げ	ぎ
あ	を	か	く	が	さ	ざ	た	だ	な	は	ほ	ほ	ほ	ほ	ら	ろ	け	げ	ぎ
あ	を	か	く	が	さ	ざ	た	だ	な	は	ほ	ほ	ほ	ほ	ら	ろ	け	げ	ぎ
あ	を	か	く	が	さ	ざ	た	だ	な	は	ほ	ほ	ほ	ほ	ら	ろ	け	げ	ぎ
あ	を	か	く	が	さ	ざ	た	だ	な	は	ほ	ほ	ほ	ほ	ら	ろ	け	げ	ぎ

(旧) 仮名遣

新仮名遣

あむ	あん <small>(其他語尾ノ撥音にむんヲ區別スルモノ皆之ニ準ス)</small>	あむ	あん
りう	りゆう	りう	りう
にう	にゆう	にう	にう
ぢう	ぢゆう	ぢう	ぢう
ちう	ちゆう	ちう	ちう
じう	じゆう	じう	じう
しう	しゆう	しう	しう
ぎう	ぎふ	ぎう	ぎう
きう	きゆう	きう	きう
りやう	りよう	りやう	りよう
みやう	めう	みやう	みよう
びやう	びよう	びやう	びよう
ひやう	ひよう	ひやう	ひよう
にやう	によう	にやう	によう
ぢやう	ぢよう	ぢやう	ぢよう
ちやう	ちよう	ちやう	ちよう
じやう	じよう	じやう	じよう
せう	せう	せう	せう
ぜう	ぜう	ぜう	ぜう
てう	てう	てう	てう
でう	でう	でう	でう
ねう	ねう	ねう	ねう
へう	へう	へう	へう
べう	べう	べう	べう
れう	れう	れう	れう
きふ	きふ	きふ	きふ
しふ	しふ	しふ	しふ
じふ	じふ	じふ	じふ
ちふ	ちふ	ちふ	ちふ
ぢふ	ぢふ	ぢふ	ぢふ
にふ	にふ	にふ	にふ
りふ	りふ	りふ	りふ

第二章 国語仮名遣ニ関スル事項

一。ゐ、ゑ、をノ仮名ニハい、え、おノ仮名ヲ用フ但シ動詞

ノ活用ヨリ起ルゐ、ゑ及ヒ互爾遠波ノをヲ除ク又ゑふ(酔)

ノゑニハよヲ用フ

例 いのしし(猪)

例 ひきあゐる(率)

二。わ、い、う、え、おト発音スルは、ひ、ふ、へ、ほノ仮

名ニハわ、い、う、え、おノ仮名ヲ用ヒおト発音スルふノ

仮名ニハおノ仮名ヲ用フ但シ左ノ場合ヲ除ク

(1) 互爾遠波ノは及ヒ互爾遠波ノ關係並ニ動詞ノ活用ヨリ

起ルは

(2) 動詞ノ活用ヨリ起ルひ

(3) 動詞ノ活用ヨリ起ルふ

(4) 互爾遠波ノへ、さへ、及ヒ互爾遠波ノ關係並ニ動詞ノ

活用ヨリ起ルへ

(5) 副詞なほノほ

例 いわ(岩)

例 いえ(家)

但書 例 もしくは(若)

あらふ(洗)

あらは(洗)

あらは(剩)

あらへ(洗)

うぐいす(鶯)

かお(顔)

あらは(洗)

あまつさへ(剩)

あらへ(洗)

あやうし(危)

たおす(倒)

あらひ(洗)

三。阿列ノ仮名ニふ、うガ附キ又ハ於列ノ仮名ニほガ附キテ

於列ノ長音ニ発音スルモノハ於列ノ仮名ニうヲ附ス但シ左

ノ場合ヲ除ク

- (1) 動詞ノ活用ヨリ起リ阿列於列ノ仮名ニふノ附ク場合
- (2) 動詞形容詞ノ語尾ノ音便ニ依リ阿列ノ仮名ニうノ附ク場合

- (3) 動詞ヲ口語ニテ未来ニ用フルニ依リ阿列ノ仮名ニうノ

附ク場合

例 おうぎ(扇)

こうがい(筈) おうかみ(狼)

但書  
ノ例 あたふ(与)

とふ(問) かうて(買)

あかう(赤) いのらう(将折)

四。字音ヲ仮リテ国音ヲ表記シタルモノノ変化セシモノ及ヒ素ト字音ニシテ国音ノ例ニ依リテ変化セシモノハ前諸項ノ

例ニ依ル

例 あわ(阿波)

まきいちわ(薪一把)

理由書

仮名遣ノ法則中學習上困難ナルモノヲ簡約ニシテ国語教育ノ発達ヲ図ルカ為明治三十三年文部省令第十四号小学校令施行規則第二号表ヲ以テ其最モ複雑ナル字音仮名遣ニ改正ヲ加ヘタリ例ヘハ均シク「コー」ト発音スル仮名遣ニ「カウ」(校)、「カフ」(甲)、「コウ」(公)、「コフ」(劫)、等ノ別アリシモノ之ヲ止メテ「コー」ニ一定シ又均シク「ホー」ト発音スル仮名遣ニ「ハウ」(方)、「ハフ」(ホフ) (法)、「ホウ」(奉)ノ別アリシモノ之ヲ

止メテ「ホー」ニ一定シタルノ類ナリ然ルニ爾來教育ノ実験

ニ依レハ兒童ニ於テ字音ト国語トヲ區別スルコト困難ナルカ為ニ知ラス識ラス字音ノ表記法ヲ国語ニ及ホシ例ヘハ「カウモリ」(蝙蝠)ノ「カウ」、「ハウムル」(葬)ノ「ハウ」ノ如キハ字音ニアラサルニ拘ラス之ヲ字音ノ「コー」「ホー」ト同視シテ「コーモリ」「ホームル」等ノ如ク表記スルノ混雜ヲ生シタリ加之国語仮名遣ニ於テモ「カハ」(川)、「ウグヒス」(鶯)、「アヤフシ」(危)、「イヘ」(家)、「カホ」(顔)等ノ「ハ」「ヒ」「フ」「ヘ」「ホ」又ハ「アフギ」(扇)、「タウゲ」(峠)等ノ「アフ」「タウ」ノ如ク発音ニ一致セサル仮名遣尠カラス之カ學習ノ困難字音仮名遣ニ讓ラサルモノアリ依テ国語仮名遣モ亦字音仮名遣改定ト同一ノ趣旨ヲ以テ速ニ之ヲ整理スルノ必要ヲ認メ同時ニ曩ニ定メタル字音仮名遣ニモ統一上更ニ多少ノ変更ヲ施ス可トシタリ

前記小学校令施行規則第二号表ノ字音仮名遣ハ之カ実行ヲ小学教育上ニノミ限リ中等教育ニ於テハ依然旧來ノ仮名遣ヲ強テ學習セシメタルモ仮名遣ノ如キハ教育ノ階級ニ依リテ截然限界ヲ画スヘキニアラス加之何レノ階級ノ教育ニ於テモ旧仮名遣ヲ守株シ又ハ新仮名遣ヲ強制スルコトナク新旧並行セシメ自然ノ淘汰ニ一任スルヲ可トス依テ本案ノ仮名遣ハ曩ニ定メタル文法上許容スヘキ事項ト均シク諸教科書ノ檢定又ハ編纂ノ場合ニ関シ広ク之ヲ応用セントス

〔参考一〕 明治四十一年五月二十九日臨時仮名

遣調査委員会委員長及委員文部大臣

官邸ニ参集ノ際ニ於ケル牧野文部大

臣ノ演説筆記

仮名遣ノ問題ハ其性質學問上ニ渉リ又國民全体ノ日用文ニモ直接關係ヲ有シテ居ルカラ之ヲ解決スルノハ随分困難ナコトデアリマス、ソレユエ当局者ハ更ニ広ク有識ノ方々ノ審査ヲ請ヒタイト切望致シマシタ結果御多忙ナル諸君ニ其ノ委員ヲ御依頼致シマシタ所幸ヒ御承諾下サレ貴重ノ時間ヲ割イテ今日御出席下サレ又今後モ必要ニ応ジ御臨席下サルルコトハ深ク感謝致ス所デアリマス

就キマシテハ今日ハ諸君ノ御審査ヲ願フベキ原案並ニ参考トナルベキ關係書類ヲ御配付致シマスルニ付何卒御持歸リノ上篤ト御熟読アランコトヲ願ツテ置キマス、コレヨリ本官ハ何故ニ仮名遣問題ガ起リ之ガ解決ニ迫ツタカトイフ事情ニ付テ要領ヲ摘ンデ申述ベテ置キタイト思ヒマス

抑モ仮名遣問題ノ起リマシタノハ維新ノ結果トシテ百般ノ制度文物革新致シマシテ教育法モ大ニ変更セラレタ際ニ胚胎シタモノト存ジマス、從來ハ就學ノ始カラ直チニ漢字ヲ教フルノガ慣例デ字音モ字訓モ仮名ヲ借ラズ、直チニ其漢字ヲ見テ之ガ発音ノ暗誦ヲサセマシタ、ソレデスカラ書クトキハ漢字

ガ主トナリ仮名ハ客トナツテ字音モ字訓モ漢字ニ隠レテ居ツタタメニ仮名遣法ガ余リ問題ニナラナカツタノデアリマス、然ルニ現行教育法デハ初年級ノモノハスベテ仮名ニ依ツテ之ヲ書キ現ハスコトニナツテ居リマスカラ仮名遣ガ小学教育ノ初年ニ於テ非常ニ大切ナモノニナツタノデアリマス、トコロガ從來教科書ニ用ヒテ来タ仮名遣ハ歴史的ノモノデ通常ノ人ニハ頗ル六ヶ敷イ物デアアルノデ、之ヲ精確ニ學習サセルコトハ中々容易デナイ、殊ニ一方ニハ困難ナ漢字ヲ学年ノ進ムト共ニ學バナケレバナランノデ、兒童ノ負担ハ實ニ重イノデアリマスル、又学年ガ進ムニ從テ学科ガ段々増加スル許デアリマスカラ國語國文ヲ學習スルノ困難ト学科ニ對スル負担トハ益々兒童ニ重荷ヲ課スルコトニナリマス、我邦兒童ガ國語國文ヲ習得スルノ困難ハ慥カニ他國ノ兒童ガ彼ノ國語國文ヲ學習スルヨリ數倍デアアルコトハ争フベカラザル事實デ他ノ國民ニ對シ誠ニ不幸ノ位地ニ居ルモノト言ツテ宜シイノデアリマス、教育當事者ハ乃チ教育事業ノ改良手段ノ一トシテ遂ニ明治三十三年小学校令施行規則制定ノ場合ニ仮名遣上最モ困難トスル字音ニ関シテ改正ヲ加ヘ學習上簡便ニ致シマシタ、是ハ諸君ガ既ニ御承知ノ現行ノ字音仮名遣デアリマス、教育家及兒童ハ之ガ為メニ便益ヲ感ジタコトガ少小デナカツタト確信シテ居リマス、爾來教育者間ノ希望トシテ國語ノ仮名遣モ字音仮名遣ト同一ノ主義デ改正ヲ加ヘラレタイ、字音仮名遣

ト国語仮名遣ト其用法ニ於テ嚴格ナ區別ヲ画スルコトハ小学  
児童ニ於テハ頗ル困難デアルカラ尚進ンデ国語仮名遣ニ関シ  
テモ相当ノ改正ヲ加ヘラレタイト云フ声ガ高クナツテ参リマ  
シタ、殊ニ国定教科書修正調査ノ為メ關係ノ学者教育家ヲ以  
テ組織シタ教科書調査委員会ニ於テモ仮名遣ノ統一改正ヲ急  
務ト認メ案ヲ具シテ報告シテ参リマシタ、明治三十八年ノ春  
高等教育會議及国語調査委員会ニ諮問シテ審議ヲ求メマシタ  
ノハ即チ右ノ案デアリマシタ、然ルニ当時高等教育會議ニ於  
テハ本件ハ重要ノ問題デアルカラ猶十分講究ノ必要ガアル依  
テ他日ヲ俟テ更ニ諮問アラシコトヲ望ムト云フ議決ヲ致シマ  
シタ、其後国語調査委員会ニ於テハ該案ニ付慎重ニ調査ヲ致  
シマシテ同三十八年十一月詳細ナル案ヲ具シテ答申ヲ差出シ  
マシタ、ソコデ文部省ハ三十九年十二月開会ノ高等教育會議  
ヲシテ更ニ右ノ案ヲ審議サセマシタトコロ同会ハ直チニ之ヲ  
可決シタノデアリマス、是等諸會議ノ意見ハ固ヨリ本大臣ノ  
敬重スル所デアリマスガ之ガ実行ノ責ニ任ズルニ先チ尚一層  
ノ研究ヲ要スルトコロガアルトイフコトヲ認メマシタ、而シ  
テ又昨四十年三月貴族院カラ仮名遣改正ニ関スル建議ガ出マ  
シタカラ其ノ趣旨ヲモ参案シテ考慮致シマシタ結果、本省主  
務課ニ更ニ起案ヲ命ジマシタ其案ハ即チ今回諸君ニ廻付シタ  
モノデゴザイマス、本案ハ仮名遣上口語ト文語トノ區別ヲ廢  
シ、或ハ社会ノ慣用ニアマリ遠ザカラナイ様ニ注意ヲ加ヘマ

シタ、且又先ニ字音仮名遣ヲ改正シタ結果国語ノ仮名遣モ自  
然之ニ倣フ様ニナリマシテ、現ニ小中学ノ生徒ハ字音ト国語  
トノ區別ヲ嚴重ニ弁別致シマセヌ——相当教育アル人々モ之  
ヲ區別スルニ困難ヲ感ズル場合ガ少クアリマセヌ——ソレデ  
其學習シタ字音ノ新仮名遣法ハ比較的簡易デアリマスカラ改  
正ハ単ニ字音ニ限ツタノニ拘ラズ之ヲ推シテ国語仮名遣ニモ  
応用スル様ニナツタモノモ頗ル多イノデアリマス、例ヘバ国  
語ノ葬<sup>ハウムル</sup>「ホームル」ト書クノハ其一例デアリマス、依テ本省  
ハ此等ノ事情ニ顧ミマシテ今ニ於テ之ヲ統一シ整理スルニア  
ラザレバ本邦ノ国文ハ一層ノ混乱ヲ来タスノハ明白ナ道理デ  
アリマスカラ、此際此案ノ如ク字音仮名遣法ト国語仮名遣法  
トヲ出来得ルダケ統一シ、(改正ノ区域ハ可成之ヲ減少シ)  
之ニ依テ国語教育ノ困難ヲ除キ其發達ノ便ヲ計ランコトヲ主  
眼ト致シマシタ、夫レカラ今一ツ説明シテ置ク必要ガアルト  
思フ点ハ、此案ノ緒言ニ此仮名遣ハ国定教科書ヲ編纂スル場  
合ニ之ヲ用フルコトヲ許容ストアルコトニツイテデアリマ  
ス、乃チ許容ハ讀ンデソノ字ノ如クデアリマシテ、將來スベ  
テ此新仮名遣法ニ一定シテシマツテ在来ノモノハ之ヲ全廢ス  
ルト云フ意味デハアリマセヌ、教科書ニ之ヲ用ヒテモ差支ガ  
ナイト云フノデアリマシテ、在来ノモノハ勿論歴史的ノモノ  
トシテ之ヲ在置スルノデアリマス、此許容ト云フコトニハ已  
ニ先例ガアリマシテ先年文法上許容スベキ事項ヲ定メタコト

ガアリマス、夫レハ古来ノ用例ニ照シテ正確ニ論ズル時ハ文法上ノ誤謬ト見ルベキモノデモ慣習久シキニ及ンデ居ルモノハ之ヲ咎メナイト云フノデアリマス、此文法上ノ許容事項ハ目下行ハレツツアルノデアリマシテ今度ノ許容ト云フノモ実ハ之ト同様ノ意味デアリマス、而シテ原案ノ新仮名遣ハ甚ダ簡單デアリマスルシ、世間デ通常人ノ用フル所ト甚ダ近イモノト信ジマスルカラ之ヲ学ブニハ別段骨ノ折レルコトハナイト存ジマス

又仮名遣ト発音トヲ成ルベク一致サセル大体ノ精神ニ至ツテハ先キノ国語調査委員会ノ案ト其趣旨相戻ルコトハアリマセヌ抑モ仮名遣ノ問題ハ前ニ述ベマシタ通り普通教育上ノ利害カラ起ツタモノデアリマスルシ小学校デハ仮名ヲ多ク使用シテ国語ヲ教授スルノデアリマスカラ国定教科書修正ノ事業ニハ直接ノ関係ガアル訳デアリマス、ソレ故明治四十二年度ノ始カラ使用スベキ修正教科書ノ編纂ニツイテハ本問題ヲ予メ決定シテ置クコトガ先決ノ順序デアリマス、仮名遣問題ノ起原沿革等ハ以上ノ如クデアリマスカラ尚ホ承ハリマスレバ仮名遣ガ時代ニヨリ人ニヨリ随分勝手ニ用ヒラレタ様子ハ古書ニ例証ガ沢山アルト申シマスガ此辺ノコトハ私ハ能ク心得テ居リマセヌ、唯今日ハ六百万ノ児童ニ義務教育ガ負ハセテアリマシテ其国民教育ノ成績如何ニ依テ各国トノ競争上帝国ノ位置ヲ維持スルト云フ歴史上未曾有ノ時運デアリマス、ソレユエ

苟モ国家的観念ノ養成ニ妨ゲザル限りハ聊カデモ其負担ヲ軽減シ教育ノ実質ヲ進メ現代ハ勿論永久ニ国民ヲシテ其便益ニ浴セシメ国家ノ進運ニ貢献サセタイト云フ精神カラ此問題ヲ解決シヨウトシタノデアリマスカラ願ハクハ諸君之ヲ諒察セラレテ慎重審議以テ速ニ何分ノ答申アランコトヲ希望致シマス

〔参考二〕 臨時仮名遣調査委員会における文部

書記官の説明

チヨット説明ヲ致シマス、此案ニ就キマシテハ先日ノ御会合ノ節大臣カラ大体ノ御説明ガアリマシタカラ大体ハ無論アレデ御分リニナツテ居ルコトト信ジマスガ、尚ホモウ少シ立入リマシテ私ハ起案者ノコトデアリマスカラ説明ヲ致シタナラバ御参考ニナラウカト思ヒマスガ、稍々詳シク申述ベマシテ尚ホ足ラヌ所ハ御質問等ニ応ジテ申述ベル積リデアリマス、デ此案ハ明治三十三年ニ文部省令ヲ以テ発布セラレマシタルトコロノ小学校令施行規則第二号表ト云フモノ、ソレカラ明治三十八年ノ春ノ高等教育会議ト国語調査会ヘ諮問ニナリマシタトコロノ諮問案、是レハ御手許ヘ差出シテ置キマシタモノデアリマス、ソレカラ其諮問案ニ対シマシテ国語調査委員會ニ於テ御評議ニナツテ答申ニナツタトコロノ案、是レモ御手許ヘ参考トシテ廻シテ置キマシタ、是等ノ案ト同様ノ精神ヲ有ツテ居リマス、大体ノ精神ガ同ジデアリマス、ト申シマスルノハ今日甚ダ複雑デアルトコロノ歴史的ノ仮名遣ノ代リニ成ルベク当代ノ発音ニ一致シタトコロノ仮名遣ヲ用キタイト云フ精神デアリマス、其点ハ從來ノ案ト同ジデアリマス、唯異ツテ居リマスル点ハドウ云フノカト申シマスルト細カイコトハ沢山アリマスガ、主モナル点ガ二ツアルノデアリマス、其一ツハ此案ノ仮名ハ新シクナツテ居リマスルトコロノ仮名

ノ範圍ハ前ノ案ノ範圍ヨリモ縮小シテ居ルノデアリマス、ソレカラモウ一ツハ此案ハ許容ト云フ形式ニナツテ居リマス、即チ新シイ仮名遣ヲ以テ直チニ旧イ仮名遣ニ置換ヘルト云フ訳デナクシテ旧イ仮名遣ト此案ノ新仮名遣ト二ツナガラ並ビ行ハシメルト云フ精神デアリマス、此二ツガ最モ大イナル相違デアリマス、ソレデ其二ツヲ順次説明致シマセウ  
第一ニ新仮名ノ範圍ガ縮ツテ居ルト云フコトヲ申述ベマス、仮名ノ用キ方ニシテ今ノ発音ニ一致シナイトコロノモノガアル、ソレガ起リデ斯ウ云フ調ガ出来マスルノデアリマスガ其一致シナイ仮名遣ニ就イテ考ヘテ見マスルト大要二ツノ區別ガアルヤウニ考ヘラレルノデアリマス、一ツハ今日ノ一般ノ国民ノ注意ヲ惹イテ居ル、一般国民ノ意識ニ入ツテ居ルモノトデモ申シマセウカ、其一般国民ノ意識ニ入ツテ居ルモノト又他ノ一ツハ一般ノ国民ノ意識ニ入ツテ居ラヌモノト此二ツガアルヤウデアリマス、ソレデ此案ハ国民ノ意識ニ入ツテ居ルトコロノ仮名遣ハソレハ先ヅ其儘ニシテ置イテ手ヲ着ケマセヌ、唯国民ノ意識ニ入ツテ居ラヌモノト認メマスルトコロノモノヲ新ニスル方針ヲ執ツタノデアリマス、彼ノ巨爾遠波ノ中ノ或種類、「何ハ」トカ「何ヘ」トカ「ハ」「ヘ」デアリマス、或ハ動詞ノ活用カラ起ツテ参リマスルトコロノ「洗ハム」トカ「洗ヒ」トカ「洗フ」トカ「洗ヘ」トカ「ハ」「ヒ」「フ」「ヘ」トナツテ活用シテ参リマス「ハ行」ノ動詞並ニ動詞又ハ形容詞ノ語

尾ノ音便ト云フモノガゴザイマス、例ヘバ「行カム」——「行カム」ト云フノハ口語デ「行カウ」トナリマス、其時ハ「ユカウ」ト書クコトニナリマス、又「トラム」ト云フノハ口語デ働キマスルトキハ「何ヲ取ラウ」トナル、ソレヲ「取ラウ」ト書ク、「取ロウ」ト云フノデナシニ「取ラウ」ト書クノガ是レマデノ規則デアリマス、又「木ノ葉ガ赤ウ見エル」ト形容詞ノ語尾ノ音便デ言フノデアリマス、語尾ノ「赤ク」ト云フ「ク」ガ「ウ」ニナツテ「赤ウ」トナリマス、又「物ガ無クナル」、矢張形容詞デアリマスルガ、其語尾ノ「ク」ノトコロガ音便ノ為ニ「ウ」ニナツテ「無ウナル」ト書ク、ソレガ普通ノ規則デアリマスガ、サウ云フ所ハ一般ノ国民ノ意識ニ入ツテ居ルモノデアアル、普通ノ教育ヲ受ケタトコロノ者ハソレヲ使ツテ参リマス上ニ於テ之レヲ誤マラヌコトガ出来ルノデアリマス、尤モ教育ノ無イ者ハソレハ間違ヘマスケレドモ一通リ教育ノアル者ナラバソレ位ノ規則ハ其人ノ意識ニ入ツテ居ルノデアリマス、所ガ字音仮名遣ノヤウナモノデアリマス、ソレハ字音仮名遣例ト云フモノヲ菟藪版ニシテ御参考ニ廻シマシタ、アレニアリマスルトコロノ區別ノヤウナモノハ非常ニムヅカシイ、マタ国語ノ仮名遣デアリマスガ、ソレハ理由書ニモチヨツト出シテ置キマシタガ、(川)ト云フノハ「カハ」ト書カナケレバナラヌ、(鶯)ト云フノハ「ウグヒス」ト書カナケレバナラヌ、(危)ヲ「アヤフシ」ト書カナケレバナラヌ、(家)ト云フノハ「イヘ」ト

書カネバナラヌ、(顔)ト云フノハ「カホ」ト書カナケレバナラヌト云フトコロノ「ハ」「ヒ」「フ」「ヘ」「ホ」デアリマス、或ハ(扇)ト云フ矢張国語デアリマスガ、アレハ「アフギ」ト書カナケレバナラヌ、(峠)ハ「タウゲ」ト書カナケレバナラヌ、サウ云フ所ノ「アフ」トカ「タウ」ト云フヤウナモノハ字音仮名遣ト等シク余程ムヅカシキモノデアツテ、一般国民ノ意識ニ入ラヌモノデ、特別ノ教育ヲ受ケマシタ者ナラバソレダケノ區別ヲ致シ得ルノデアリマスガ、然ラザルモノハサウ云フヤウナ使用法ヲ間違ヘズニ致ス者ハ極メテ稀レナノデアリマス、デ明治三十八年ノ諮問案即チ高等教育會議ト国語調査委員會ヘ提出セラレマシタトコロノ案並ニ国語調査委員會ガソレニ對シテ答申ヲ致シマシタトコロノ案ハ二ツナガラ何レモ統一ト云フ点ニ最モ重キヲ置カレマシテ、今申上ゲタトコロノ二種ノ區別ガアル、其二種ノ仮名遣ヲ區別ヲシナイデ等シク何レモ発音的ニ改メルト云フ方針ヲ以テ調査ニナリマシタノデアリマス、ソレデソレニハ素ヨリ理窟ノアツテサウ云フ風ニナツタコトデアリマスルケレドモ、併ナガラ今申上ゲマシタ国民ノ意識ニ入ツテ居ルトコロノ部類ノ仮名遣、其方ハ先ヅ一般ノ人ガソレヲ実行シテ居ルノデアリマスカラ今強ヒテソレヲ改メル必要ハナイデハナカラウカ、国民ノ意識ニ入ツテ居リマスルトコロノ仮名遣ハソレヲ仮名文ニ——悉皆仮名文ニ書キマシタ場合ハ素ヨリノコト、又普通ノ文章、即チ漢字



ト仮名ヲ混ヘテ書キマスルトコロノ文章ニ於キマシテモソレハ仮名ノ部分ノ所ニ表ハレルノデアリマス、仮名ノ所ニソレガ出ルノデ漢字ニハ隠レナイノデアリマス、例ヘバ「歌ヲ唄フ」ト言フ「フ」ノ所ハ漢字ニハ表ハレナイデ仮名ノ所ニ出ルノデアリマス、又「物ヲ買フ」ト言ヒマス所ノ「買フ」ノ「フ」ノ所ハ即チ仮名ノ所ニ表ハレルノデアリマスガ、ソノ文章ニ於キマシテ若シソレヲ「歌ヲ唄ウ」ト発音的ニ「ア」「イ」「ウ」「エ」ノ「ウ」ノ字ヲ書キ、或ハ「物ヲ買ウ」ト発音的ニ「ウ」ノ字ヲ使ヒマシタナラバ如何デアリマセウカ、理窟カラハ発音的デ極ク都合ガ好イノデ、習フ上ニモ都合ガ好イノデアリマスガ、唯慣習ノ上カラ考ヘマスルト云フト余程奇妙ニ見エルノデアリマス、所ガ国民ノ意識ニ入ッテ居ラヌトコロノ仮名遣、今申上ゲマシタトコロノ一種ノ所謂ムヅカシイ仮名遣ハ——最モムヅカシイトコロノ仮名遣ハソレガ若シ新シクナリマシタトコロガ平生カラ国民一般ニ注意ヲ惹イテ居ラヌノデアリマスカラ其文章ヲ悉皆仮名文デ書イテ今申ストコロノ仮名遣ヲ悉皆新シク致シマシタトコロガ少シモ奇異ノ感ヲ惹起スヤウナコトハナイノデアリマス、況シテ漢字ト仮名ヲ混ヘマストコロノ普通ノ文章ニ於キマシテハ其意識ニ入ラヌトコロノ仮名遣ハ丁度漢字ノ所ニ当ルノデ、漢字ニ隠レテシマフノデアリマス、サウ云フ仮名遣ヲ改メテモ普通ノ漢字仮名混合文ニ於キマシテハ何等ノ關係ガ無イヤウニ見エルノデアリマス、

普通ノ仮名文ニ於テモ勿論關係ガナイヤウニ見エルノデアリマスガ、漢字仮名混合文ニ於テハ最モ關係ガ無イノデアリマス、サウ云フ所ヲ改メタイ普通ノ漢字仮名混合文ニ表ハレルトコロノ——仮名ノ部分ニ表ハレマストコロノ仮名遣ハ變ヘナイデ置イテ若シモ全部之ヲ仮名文ニ書キ直ストキ今ノ漢字ニ代ハルヤウナ所ヲ改メタイト云フノガ此案ノ精神ノ一ツデアリマス、ソレナラバ普通ノ漢字仮名混合文ニ於テ少シモ關係ガ無イト云フヤウナモノナラバ何モ仮名ヲ改メヌデモ關係ガ無イダラウト云フ御論モアルデアリマセウガ、其処ハ此普通教育ノ方カラ考ヘマスルト非常ニ關係ガアルノデアリマス、前ノ大臣ノ御演説ニモアリマシタガ、小学校デハ初ハ仮名ヲ以テ言語ヲ教ヘマスルノデ仮名ノムヅカシイノハ最モ困ルノデアリマス、ソレデ此案ハ從來ノ案ニ較ベテ見マスルト云フト一層社会ノ習慣、仮名ヲ使用シテ居リマスルトコロノ慣例ニ意ヲ注ギマシテサウシテ立案ヲ致シタモノデアリマスルノデ、国民ノ意識ニ入ッテ居ル所即チ漢字ニ隠レテ居ラヌトコロノ仮名遣ハ成ルベクソレニ手ヲ着ケナイト云フ方針デ調べタノデアリマス、ソレカラ仮名遣ノ問題ト云フモノハ今申上ゲマシタル通り普通教育ノ必要カラ起リマスルノデアリマスルガ、唯教育ノ難シイトカ易イトカ云フトコロノ一点張りカラ申上ゲマシタナラバ總テノ仮名遣ハ発音的ニナツタノガ一番都合ガ好イノデアリマスケレドモ、ソレハ社会ノ慣例

ニ背ク、人ヲシテ奇異ノ感ヲ惹カシムルト云フヤウナコトガ  
 アリマスノミナラズ、難シイコトハ難シイガ、一定ノ規則ガア  
 ヲテ働キマスルトコロノ仮名ニナリマスルト云フト、意識ニ  
 入ツテ居ルトコロノ仮名ハ比較的ニ記憶スルコトガ容易イノ  
 デアリマス、漢字ニ隠レルトコロノ仮名遣ヨリハ比較的ニ記  
 憶シ易イガ為ニ是レマデノ通りニ据置イテモ無論多ク差支ハ  
 ナイト云フ考デアリマス、是亦仮名遣ノ新シクナルノヲ国民  
 ノ意識ニ入ツテ居ラヌモノノ仮名ニ限ツタ所以デアリマス、  
 是等ノ理由ニ依リマシテ此仮名遣ノ範圍ハ諸々ノ從來ノ案ニ  
 較ベテ見マスルト云フト余程縮小ヲシテ居ルノデアリマス。  
 尚ホ此範圍ニ就キマシテ少シク述ベテ見マスルナラバ字音ノ  
 方デアリマス、字音ノ方ノ「カ」ト「クワ」、「ガ」ト「グワ」ノ仮  
 名、其區別、ソレカラ「ジ」ト「ヂ」ノ區別、「ズ」ト「ヅ」ノ區別  
 ハ明治三十三年ノ小学校令施行規則ノ第二号表ニ於キマシテ  
 ハ夫等ハ廢メルコトガ本体ニナツテ居リマシテ旧來ノ通り區  
 別シテモ宜イ、妨ゲヌト云フコトニナツテ居ツタノデアリマ  
 ス、明治三十八年春ノ諮問案、國語調査委員会ト高等教育會  
 議ニ諮問ニナリマシタトコロノ案并ニ國語調査委員会ガ答申  
 ヲ致シマシタルトコロノ案ニ於キマシテハ何レモ「カ」ト「ク  
 ワ」、「ガ」ト「グワ」トノ區別ヲ全廢致シテ居リマス、又「ジ」  
 ト「ヂ」、「ズ」ト「ヅ」ノ區別モ、(字音ニ就イテ申上ゲルノ  
 デアリマスガ)明治三十八年春ノ諮問案ニ於キマシテハ之

レヲ全廢致シテ居ルノデアリマス、ソレカラ國語調査委員会  
 ノ答申ハドウカト言ヒマスト其点ニ就キマシテハ或特別ノ文  
 字、「智」<sup>チ</sup>「茶」<sup>チャ</sup>「中」<sup>チュウ</sup>、「通」<sup>ツウ</sup>、「地」<sup>ヂ</sup>「治」<sup>ヂ</sup>其六字ヲ除キマシテハ總  
 テ廢シタノデアリマス、所ガ此案ニ於キマシテハ夫等ノ点ニ  
 講究ヲ致シマシタル結果、或地方ノ發音ニハ未ダ斯ウ云フヤ  
 ウナ音ガ、東京ニコソナイガ、或地方ノ發音ニハ尚ホ斯ウ云フ  
 區別ヲ存シテ居ルト云フ所ガアリマスルカラ先ヅ之レニ觸レ  
 ナイコトニ致シタノデアリマス、是レハ此案ノ表ニナイノデ  
 アリマスルカラ旧來ノ區別ノ通り區別ヲシナケレバナラヌト  
 云フコトニナルノデアリマス、又國語ニ於キマスルトコロノ  
 「ジ」ト「ヂ」、「ズ」ト「ヅ」ノ區別、ソレハ從來ノ案デハドウナ  
 ヲテ居ルカト申シマスルト明治三十八年ノ諮問案及ビ國語調  
 査委員会ノ答申モ何レモ或取除ケヲ以テ之レヲ廢シタノデア  
 リマス、ソレハ二語連合ノ音便、二ツノ語ガ連合シタ場合ニ起  
 ルトコロノ音便、并ニ同ジ音ノ連呼ニ依ツテ生ジタル場合ノ  
 「ジ」<sup>ヂ</sup>、「ズ」<sup>ヅ</sup>、是等ハ從來ノ通り區別ヲシナケレバナ  
 ラヌガ、其他ハ廢スルコトニナツテ居リマス、併ナガラ此案  
 ニ於キマシテハ「ジヂ」「ズヅ」ハ如何ナル場合ニ於テモ一切之  
 レヲ新ニスルコトヲ避ケタノデアリマス、是レモ第二章ノ方  
 ニ少シモ見エヌノデアリマス、見エヌノハ即チ旧來ノ通り  
 「ジ」ト「ヂ」ヲ區別スル精神デアリマス、總テ此案ハ列記法ノ  
 積リデアリマス、此処ニ書イテアルノハ變ヘル、唯類推ヲ以

テ之レヲ他ノ仮名ニ及ボスコトハシナイ積リデアリマス、総  
テ以上申シ述ベマシタ理由ニヨリマシテ新シイ仮名ノ範圍ト  
云フモノガ此案ニ於キマシテハ前ノ案ヨリハ著シク縮少致シ  
マシタ、普通ノ漢字混リノ文章ニ於テ此新シイ仮名ヲ使ツテ  
ドウナルカト申シマシタナラバ普通ノ吾々ガ書キマスルトコ  
ロノ漢字混リ文ニ於テハ殆ド影響ガナイデアリマス、御承  
知ノ通りニ明治十五年ニ下シ給ハリマシタルトコロノ軍人訓  
戒ノ勅諭ト云フモノガアリマス、アノ勅諭ハ他ノ勅語等ト  
ハ違ツテ居リマシテ余程倭言葉、純粹ノ日本語ガ沢山ニ御用  
キニナツテ先ヅ日本のトデモ申シマセウカ、漢文的デナシニ  
日本のノ文章ニナツテ居ルノデアリマス、而シテ随分長イモ  
ノデ十行二十字ニデモ書キマシタナラバ十四五頁モアラウカ  
ト云フ随分長イモノデアリマス、彼ノ勅諭ニ仮名デ書イテ  
アル所ニ此仮名遣ヲ當嵌メタナラバドウカト思ツテ調べテ見  
マシタガ、サウシタレバ唯二字ダケ違フノデアリマス、ソレ  
ハドウ云フノカト申シマスルト、「祖宗ノ恩ニ報イマキラス  
ル事」ト云フ句ガ彼ノ勅諭ノ中ニアリマス、所ガ「報イマキ  
ラスル」ト云フ「マキラスル」ト云フ字ガ「参」ノ字デナシニ「マ  
キ」ト仮名デ書イテアリマス、其「キ」ガ此案ノ仮名トハ違フノ  
デアリマス、此案ノ仮名デハ「イ」ヲ用キルノデアリマスガ其  
処ガ違ヒマス、モウ一ツハ「如何ナル嘉言モ善行モ皆ウハヘ  
ノ裝飾ニテ何ノ用ニカハ立ツベキ」ト云フ句ガアリマス、此  
「ウハヘ」ト云フ字モ矢張仮名デ表ハレテ居リマス、ソレガ

歴史的ニ正シイノデアリマス、所ガ此案デハ「ハ」ト云フノハ  
国民ノ意識ニ入ラヌ仮名トシテ新ニナルコトニナツテ居リ  
マスルカラ、「ワ」「キ」「ウ」「エ」「ヲ」ノ「ワ」ヲ書クコトニナリ  
マス、其二ツダケガ違フヤウデアアルノデアリマス、之レヲ以  
テモ此案ハ普通ノ漢字混リ文ヲ吾々ノヤウナ大人ガ書キマス  
ル上ニ於テハ何ノ影響ヲモ起サヌ、少シモ普通ノ慣例ニ背イ  
タヤウナ感ヲ起スヤウナ場合ガナイト云フコトガ御分リニナ  
ルダラウト思フノデアリマス  
ソレカラ第二ニ違ツテ居リマスル主ナル点、即チ此案ハ許容  
ト云フ形ヲ踏ソダノデアリマス、此許容ト申シマスルコトハ  
今ガ初メデナイノデアリマス、是レモ大臣ノ演説ニモアリマ  
シタガ、「文法上許容スベキ事項」ト云フモノヲ出シタコトガ  
アリマス、是モ御手許ヘ出シテ置キマシタ参考書ノ中ニアル  
ノデアリマスガ、彼ノ時ニ許容ノ例ガ開ケテ居ルノデアリマ  
ス、丁度此仮名遣ノ問題ニ関シテ矢張彼ノ例ヲ踏ソダ方宜  
カラウト云フノデ許容ニ由リマシタノデアリマス、此許容ト  
云フ事ニ就イテハ余程論ガアリ得ルカト思ヒマスル、チヨツ  
ト其精神ヲ解リ易クスル為メニ或ハ卑近ナ——余リ卑近デハ  
アルカモ知レマセヌガ例ヲ以テ申上ゲテ見ヨウト思ヒマスル  
ガ、丁度甲ト云フ或土地ガアル、ソレカラ乙ト云フ地ヘ参リ  
マス場合ガアルト仮定メタラ宜カラウト思ヒマス、其時ニ昔  
カラ一ツノ旧道ガアツタ、所ガ其道ガ嶮シク致シマシテ通行  
スルニ不便デアアル、ソレデ何時ノ間ニヤラ別ニ新道ガ脇ヘ出

来マシテ人ガ通ルヤウニナツタ、自然ニサウ云フ道ガ開拓セラレマシタ、其時ニ当局者ガ此新道ハ非常ニ便利デアアル、衆人ガ之レニ由ルトコロカラ其新道ヲ公ノ道路ニ組入レルト云フコトニ想像シテ見タイト思フノデアリマス、其場合ニ特別ノ理由ガアリマシタナラバ格別デアリマスルガ、サウデナカツタナラバ別ニ旧道ヲ歩クコトヲ禁ズルニ及ブマイト思フノデアリマス、特別ノ理由ガアリマスルナラバ新道ノミ通ラセテ旧道ヲ通ルコトハ禁ジタ方ガ宜イカモ知レマセヌガ、サウデナイ以上ハ新旧両道、何レヲ通ツテモ宜イト云フコトニシテ宜カラウト思ヒマス、即チ優勝劣敗ニ依ツテ或ハ旧道ノ方ヲ通ルコトガ少クナツテサウシテ其道ガ大イニ荒廢スルカモ知レマセヌ、ソレハ仕方ガナイノデアリマセウ、併ナガラ旧道ヲ殊更ニ禁ズル必要ハ無論ナイノデアリマス、ソレデ此旧仮名遣ニ対シテ新シイ仮名遣ヲ許容致シマスルノハ丁度旧道ニ対シテ自然ニ起リマシタルトコロノ新道ヲ認メル、公認ノ道路ト認メル關係ニ能ク似テ居ルカト私ハ思フノデアリマス、素ヨリ旧道デナケレバナラヌ、或ハ旧仮名遣デナケレバナラヌト云フコトデアリマスルナラバ何処マデモ新道、新仮名遣ヲ撲滅スルノデアリマスガ、サウデナイ以上ハ別ニ旧仮名遣、即チ衆人ニ不便ナ仮名遣ヲ墨守スルニモ及ブマイト考ヘマシテ新仮名遣ヲ公認スルノデアリマスカラ旧イ仮名遣ヲ使フト云フコトヲ別ニ禁ズルニモ及ブマイ、自然ノ勢ニ任セ

テ置イタナラバ宜カラウト云フ考デアアルノデアリマス、ソレカラ其新仮名遣ガ公認セラレマシタル以上ハ、一般ノ人ガ矢張教科書デモ拵ヘル人ハ皆ソレヲ歩イテ宜イカ、世間ノ文学ニ係ハル人ハソレハ無論勝手次第デ旧道ヲ歩カウトモ新道ヲ歩カウトモ勝手次第、其通り教科書等ヲ書キマスル者ハ無論差支ナイト云フコトニ致シマス、ノミナラズ文部ノ当局者ト雖モ矢張從來ノ歴史的ノ仮名遣ノ束縛ヲ今日マデ受ケテ居ツタノデアリマスガ一度許容ノ方ガ出マシタル以上ハ教育上ノ便利ノ上ヨリ致シマシテ其新シイ仮名遣ヲ使用シタイト云フ見込デアリマス、即チ此新シイ仮名遣ニ拠ツテ教科書ヲ書クト云フコトニ致シタイ、民間カラ出マスルトコロノ教科書デアリマスナラバソレハドチラデモ宜シウゴザイマスガ、教育ノ便利ヲ計ツテ國語ヲ發展セシメタイト云フ考ヨリ殊ニ教科書ヲ自ラ書キマスルノデアリマスルカラ新シイ仮名遣ヲ用キル積リナノデアリマス、或ハ許容ト申シマスルト即チ許スト云フノデアアルカラ別ニ正シイ道ガアルノデアラウ、ソレナラバ正シイ道ヲ踏ンデ矢張教科書ヲ書イタラ宜カラウト云フヤウナ御論モアルカトモ思ヒマスルガ、是レハ斯ウ云フ仮名遣ノヤウナ問題ニ就キマシテハ倫理学上ナドデ申シマスルトコロノ正邪トカ善トカ惡トカ云フトコロノ論法ヲ以テ見ルベキモノデハナイト思フノデアリマスル、唯歴史的ノ是レマデノ仮名遣ト云フモノガ

アル、ソレニ対シテ新シイ仮名遣ガ起ツテ其方ヲ許ス、恰モ今申上ゲタ通り旧道ガアツタ、ソレニ対シテ新道ガ出来、新道ヲ通行スルコトハ勝手デアルト云フ風ナノト同ジコトデ別ニ一方ハ正デアツテ一方ハ邪デアルト云フヤウナモノデハナイト思フノデアリマス、是レハ独り仮名バカリデハアリマセヌ、詰リ斯ウ云フ旧道ニ対シテ新道ガ起ルト云フヤウナ關係ガ仮名遣ニ就イテ起リマスルヤウナ事柄ハ別ニ仮名バカリニ就イテサウ云フコトガ起ル訳デハナイト思フノデアリマス、私ハ極ク不案内デアリマスルガ、漢字ナドデモ矢張字体ト云フモノガ種々ノ變遷ヲ致シマシテ或ハ省字トカ或ハ通用字トカ或ハ俗字トカ種々ナ字体ガ起ツテ居ルノデアリマス、其通用字、省字、俗字ノ如キモノヲ使ツテ、ソレモマルデ無制限ニ使フト云フコトハ往カヌノデアリマセウ、或制限ノ下ニ通用字、俗字、省字ヲ使フト云フコトハ差支ナイコトニナツテ居ルヤウデアリマス、是レハ日本ノミナラズ漢字ノ本家デアル所ノ支那ナドニ於キマシテモ矢張斯ウ云フ字ハ使ツテ居ルヤウデアリマス、一厘、二厘ト云フ「厘」ノ如キハアレハ偽字デアツテ本統ハ未ト云フ字ヲ書イテ其脇ニ父ノ字ヲ書イテ其下へ普通ノ厘ノ字ヲ書クノガ本統デアルト云フヤウニ私ハ承ツテ居ルノデアリマスガ、矢張政府モ一厘ノ(釐)ノ字ハ簡易ナ(厘)ノ字ヲ用キテ居ルノデアリマス、一般ノ人ガソレヲ用キテ殆ド本体ノ難シイトコロノ釐ノ字ハ知ラヌト云フコト

ニナツテ居リマス、(萬)ト云フ字モ(万)ヲ使ツテ差支ナイヤウニ一般ガナツテ居リマス、漢字ナドニモサウ云フ風ニ變遷ガアツテソレガ一般ニ認メテ居ルトコロデス、仮名ニ就イテモ矢張サウ云フ變遷ヲ認メマシテ発音ガ變ツテ来——變ツテ来タニ依ツテソレニ対スルトコロノ仮名遣ガ起ツタノデアリマスカラ、ソレハ同ジニ見テモ差支ハナイカト思フノデアリマス、詰リ従来ノ案ハ旧イ仮名遣ニ対シテ新シイ仮名遣ヲ開キマスルト同時ニ旧イ仮名遣ノ使用ヲ一切禁ジタヤウナ形ニナツテ居ルノデアリマスガ、此案ハ新仮名遣ヲ起スト同時ニ新旧両仮名遣共ニ何レモ正シキモノトシマシテ併立セシメ自然ノ淘汰ニ任セヨウ、ドチラヲ使ツテモ宜イト云フノニ過ギナイノデアリマス

是レデ此案ガ従来ノ案ニ異ツテ居ルトコロノ二ツノ主モナル点ヲ申上ゲタ積リデアリマスガ、尚ホ従来ノ案ノ中デモ国語調査委員会ノ方針ト違ツテ居ル一ノ点ガアリマス、彼ノ三十八年ノ諮問案トハ違ヒマセヌ、調査委員会ノ答申ト違ツテ居リマス点ガ一ツアリマスカラソレヲ申シマス、ソレハ此答申ノ方ニ依リマスルト云フト字音仮名遣ノ方ハ文語ニモ口語ニモ均シク使フコトニナツテ居ル——適用スルコトニナツテ居リマス、所ガ国語仮名遣ノ方ダケハ口語ノ文章ニ限ツテ適用スル、文語ノ文章ニハ適用シナイト云フコトニナツテ居ル、是ニモ勿論理由ノアルコトデアルト認メルノデアリマスケレ

ドモ、併シ万止ムヲ得ナイトコロノ事情ガナカッタナラバ此  
 国語仮名遣ト雖モ口語文語共ニ同一ノ仮名遣ニ致シタイト考  
 ヘルノデアリマス、文語体ノ文章ト云フモノハ最早廢滅ニ向  
 フト云フヤウナ場合デアリマシタナラバ、ソレハサウ云フ文  
 章ニハ旧イ仮名遣ヲ使ツテ置イテ差支ナイノデアリマセウケ  
 レドモ、今ノ形勢ヲ觀テ見マスルト云フト口語体ノ文章ハ段  
 々拮ツテ参リマスト同時ニ文語体ノ文章モ是ニハ種々變遷ハ  
 アリマスルケレドモ段々耳ニ近イ文章ニナツテ居ルコトハ事  
 実デアリマスガ、尚ホ盛ソニ行ハレテ居ルノデアリマス、ソレ  
 ガ為ニ文語体ノ文章ヲ矢張讀ミ書キラスルコトヲ小学校時代  
 ヨリシテ教ヘナケレバナラヌコトニナツテ居リマス、所ヘ口  
 語ノ方ハ新仮名遣ヲ用キル、文語ノ方ニハ旧イ仮名遣ヲ用キ  
 ルト云フコトハ一ノ言語ニ對シテ二様ノ仮名遣ヲ充タスコト  
 ニナリマシテ非常ニ複雑ニナラウカト思フノデアリマス、此  
 複雑ト云フコトニ関シマシテハ昨年ノ春貴族院カラ仮名遣ニ  
 對シテ建議ガアリマシタ、其際ニ其建議ノ賛成者カラモ御批  
 難ガアツタヤウニ考ヘルノデアリマス、ソレデサウ云フ御意  
 見ヲモ参酌ヲ致シマシテ此案ハ口語ニモ文語ニモ国語仮名遣  
 ヲ用キル、恰モ口語ニモ文語ニモ字音仮名遣ヲ用キルト同様  
 ノ遣リ口ニ致シタイト云フ考デアルノデアリマス、ソレガ国  
 語調査委員会ノ答申ニ違フ緊要ナル点デアリマス  
 此仮名遣ノ問題ハ詰ル所ハ大臣ノ御演說ニモ縷々アリマスル

ガ、普通教育ノ利害カラ起ツタコトデアリマシテ、是ニハ夙  
 ニ当局者等ニ於キマシテモ氣付イテ居ルコトデアアルノデアリ  
 マス、ソレデ今日御手許ヘ井上毅氏ノ「問目一則」ト云フトコ  
 ロノ御意見書ヲ配付ヲ致シテ置キマシタ、是ハ井上サンガ丁  
 度文部大臣ノ御在職中デアツタト思フノデアリマスガ、自ラ  
 筆ヲ執ツテ御記シニナツタモノト思フノデアリマス、サウシ  
 テ時ノ国学者ニ御相談ニナツタモノデアアル、彼ノ梧陰存稿ト  
 云フ書物ニモ収メテアルノデアリマス、井上大臣ハ国文ノ発  
 達ト云フコトニハ最モ思ヲ凝ラセテ力ヲ致サレタトコロノ御  
 方デアアル、国ヲ憂フルト云フトコロノ至情ヲ以テ誠心誠意ニ  
 仮名遣ニ就イテ御考ニナツタ次第デアアルノデアアル、ソレハ  
 「問目一則」ト云フ文章ヲ見ルト云フト窺フコトガ出来ルト思  
 ヒマス、此御意見ハ大体ニ於テ正鵠ヲ得テ居ルモノト信ズル  
 ノデアリマス、尚ホ文部省ヨリ致シマシテ嘗テ吏員ヲ派遣致  
 シマシテ学校ニ就イテ仮名遣ノ成績ヲ調べタコトガアリマ  
 ス、サウシテソレヲ版ニ致シマシタモノガアリマス、今日ハ  
 其印刷物が予備ガアリマセヌノデ今印刷中デ配付スルコトガ  
 出来マセヌノハ残念デアリマスガ、次回迄ニハ御覽ニ入レヨ  
 ウト思ヒマス、仮名遣ガ如何ナル程度マデ学生ノ頭腦ニ入ッ  
 テ居ルカト云フコトヲ調べタモノデアリマス、唯二三ノ例ヲ  
 取摘ンデ申上ゲマシタナラバ斯ウ云フ結果ニナツテ居ル、ソ  
 レデ九州ノ熊本県ノ中学校デアリマス、余程立派ナ中学校デ

アリマス、其中学ノ二年生デアリマスガ、「ヲトトシ」ト云フ言葉ヲ仮名で書表ハサシメタ、「一昨年」ト書クノデハナイ、「ヲトトシ」ト仮名デ書イテ見ヨト云ウテ試験ヲサシタ、所ガ「ヲトトシ」ノ「ヲ」ヲ誤マル者が百人ノ中八十七人アツタ、唯十三人ダケハ「ヲ」ヲ正シク書キマシタ、アレハ「ワ」「キ」「ウ」「エ」「ヲ」ノ「ヲ」デナケレバナラヌノデアリマス、其「ヲ」ヲ書イタ者が百人ノ中十三人ニ過ギマセヌ、八十七人ハ誤ツタノデアリマス、ソレカラ顔ノ皺シヅデアリマス、是レモ簡單ナ言葉デアリマス、「シワ」ハ「ワ」ト書イテ「ハ」ト書イテハ往ケヌノデアリマス、彼ノ「ワ」ヲ誤マル者が百人ノ中三十九人アツタノデアリマス、頭ノ額ヒタヒデアリマス、「ヒタヒ」ノ終リニアリマスルトコロノ「ヒ」デアリマス、アレハ「イ」デナクシテ「ヒ」ノ字ヲ書カナケレバナラヌ、其「ヒ」ヲ書カナカツタ者が百人ノ中五十八人アリマス、又「急用」、極ク普通ノ語デアリマス、「急用」ヲ矢張仮名デ書カシタトコロガ百人ノ中百人トモ此「キフ」ト云フ仮名ヲ書クコトガ出来ナカツタノデアリマス、御承知ノ「急」ト云フ字ハ是レハ字音デアリマス、「キウ」ト書イテモ誤デアルシ、「キユウ」ト書イテモ往ケズ、「キフ」ト歴史的仮名遣ニ依ツテ書クヨリ外ハナイ、所ガ「キフ」ト書イタ者が百人ノ中一人モナカツタノデアリマス、又毎日親炙シテ居ル教師、其言葉ヲ仮名デ書カセマシタトコロガ、之レヲ本統ノ仮名遣ノ通り「ケウシ」ト書イタ者が百人ノ中八十一人ハ

誤ツテ十九人ノミガ「ケウシ」ト本統ノ仮名遣ヲシタ、ソレカラ御承知ノ東京高等師範学校ノ附属小学校、アレハ先ツ全国ノ模範小学校ニナツテ居ルノデアリマス、是レモ仮名遣ノ成績ヲ試験致シマシタ、其結果ヲ印刷シテ御配付スル積デアリマス、其試験ニ依リマスト云フト丁度尋常科ノ生徒ガ二百七十人、高等科ノ生徒ガ百五十六人ニ就イテ試験ヲ致シタノデアリマス、其成績ヲ見マスルト「オホキナ」ト云フ言葉ヲソレヲ仮名デ正シク書クコトノ出来ナカツタ者が尋常科ノ生徒百分比例デ百人ノ中二十八人アリマシタ、又高等科ニ於テハ四十二人書クコトガ出来ナカツタ、ソレカラ「絵」デゴザイマス、「絵」ハ「エ」ト書カネバナラヌノガ、ソレヲ書クコトノ出来ナカツタ者が尋常科ニ於テ百人ノ中四十人、高等科ニ於テ三十八人アツタノデアリマス、ソレデ斯ウ云フ現象ト云フモノハ若シ西洋デアツタナラバドウカト考ヘテ見マスルニ西洋ノ中学二年デアツテ教師ト云フ「チーチャー」ト云フ、其「チーチャー」ト云フ字ヲ綴レナイ者がドレダケアルカト思フト恐ラクハ中学二年ニナツテ「チーチャー」ト云フ綴リガ出来ヌモノハ殆ド一人モナイダラウト思ヒマス、又日本ノ中学生ニ致シマシテモ二年生ニモナツタナラバ「チーチャー」位ノ字ヲ綴レヌコトハナイダラウ、或ハ良イ学校デアツタナラバ一人モ間違ハズニ綴レルト思ヒマス、又西洋ノ小学ニ致シマシテ、其生徒ガ普通ノ「絵」ト云フ字、西洋ノ「ピクチュア」ト

云フ字デモ或ハ「大キイ」ト云フ西洋語デモ書キ得ナイ者ガド  
レダケアリマセウカ、恐ラクハ極メテ少数デソナ字ハモウ  
小学ヘ入ツテ二三年経ツタナラバ間違ヘズニ綴レルダラウト  
思フノデアリマス、然ラバ西洋ノ教育法ガ良クシテ本邦ノ教  
育法ガ宜シクナイカ、ソレガ為ニ教授法ガ悪イカラ斯ウ云フ  
仮名ガ書ケヌト云フ訳デアルカト思ヒマスルニサウデモナ  
イ、是レハ矢張日本ノ仮名遣ト云フモノガ特別ニムツカシイ  
カラ書ケヌノデアラウト思フノデアリマス、唯仮名遣ノムツ  
カシイト云フコトヲ証明スル点ニナルダラウト思ヒマス、ソ  
レデ高等師範附属ノ成績ニ就イテ最モ奇ナル現象ガ一ツアリ  
マスルガ、ソレハ魚ノ鯛デアリマス、アレハ「タヒ」ト書カナ  
ケレバナラヌ、「タヒ」ト云フノハ尋常一年ノ生徒ガソレヲ書  
キマスル場合ニ誤ツタ者ガ八十七人アル、十三人ダケハ「タ  
ヒ」ト書イタノデアリマス、所ガ八年ノ教育ヲ経タモノ高等  
四年ノ生徒ニ書カシメタ結果ハ百人ガ百人「タヒ」ト綴レ得タ  
モノハナカツタノデアリマス是亦ドウ云フ訳デアルカ、マル  
デ事実顛倒スルヤウナコトデアリマスガ、是レハ説明ガ容易  
イト思フ、即チ尋常一年デハ書物ニ仮名デ「タヒ」トアルノデ  
ス、或ハ先生ガ殊更ニ教ヘタトカ、兎ニ角仮名バカリデヤル  
時代デアリマスカラ「タヒ」ト云フ言葉ヲ先ヅ少数ナガラ書キ  
得タノデアリマス、所ガ高等科ニナツテ見マスト始終漢字ヲ  
使ツテ居ルカラ「タヒ」ナドト云フ字ハ仮名デ書カナイデ普通

ノ漢字ヲ以テ書クコトニナツテ居リマスカラソレデ「タヒ」ノ  
仮名遣ヲ忘却シタモノダラウト思ヒマス、(後略)



〔付〕

明治四十一年九月  
文部省訓令第十号

小学校令施行規則中教

授用仮名及び字体、字音仮名遣並びに漢  
字に関する規定削除の趣旨

文部省訓令第十号

北海道庁 府県

今般文部省令第二十六号ヲ以テ小学校令施行規則中ニ改正ヲ  
加ヘ小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体、字音仮名遣  
並ニ漢字ニ関スル規定ヲ削除セリ

仮名ハ大体ニ於テ従来ノ規定ニ依ルヲ適當ト認ムルモ尚普通  
ニ行ハル、変体仮名ヲ加ヘ授クルノ必要アリ漢字ノ数モ亦義  
務教育延長ノ結果相当ノ増加ヲ要ス是レ仮名及其ノ字体並ニ  
漢字ニ関スル規定ヲ削除シタル所以ナリ又字音仮名遣ハ当初  
改正ノ際ハ児童ヲシテ国語學習上ニ於ケル困難ヲ避ケシメン  
トスル趣旨ニ出テタルモノナレトモ実施ノ結果ニ鑑ミ予期ノ  
目的ニ副フコト能ハサルヲ認メタルヲ以テ今回国定教科用図  
書改正ノ時期ニ迫レルヲ機トシ之ヲ廃止セリ惟フニ仮名遣ハ  
時勢ノ進歩ニ伴ヒ整理ヲ要スヘキコト勿論ナリト雖尚益々慎  
重ナル研究ヲ積ミ以テ其ノ目的ヲ達センコトヲ期ス

省令改正ノ結果字音仮名遣ハ小学校ニ於テモ他ノ学校ニ於ケ  
ルカ如ク古來慣用ノ例ニ依ルヘク教科用図書亦之ニ依リテ編  
纂セラルヘシ然レトモ字音仮名遣ノ為徒ニ国語ノ學習ヲ艱澁

ニシ児童ノ心神ヲ過勞セシムルカ如キハ務メテ之ヲ過ケサル  
ヘカラサルヲ以テ敢テ繩墨ニ拘泥スルヲ要セス便宜従前ノ仮  
名遣ヲ許容スル等取捨其ノ宜シキニ從ヒ適當ノ教授ヲ施サン  
コトヲ要ス

地方長官ハ事ニ児童ノ教育ニ当ル者ヲシテ克ク此ノ意ヲ体シ  
以テ省令改正ノ趣旨ヲ貫徹セシメンコトヲ努ムヘシ

明治四十一年九月七日

文部大臣 小松原英太郎

六 大正十三年十二月  
臨時国語調査会 仮名遣改定案

現今わが国に行われてゐる国語および字音の仮名遣は、これを学ぶのに一方ならぬ苦心を要し、しかもあやまりなくつかいこなすことが、なかく困難である。わが国民は、すでに漢字に苦しんでいるのに、そのうえ、むずかしい仮名遣とゆる重荷を負うている。本会がさきに常用漢字を公にし、さらにまた仮名遣の整理をはかつて、この改定案を発表するのは、文字の使用を容易にして国民教育の発達と国家文運の進展を促そうとするためである。

凡 例

- 一、本案ハ大体東京語ノ発音ニヨリ、ナオ地方ニオケルモノヲモ考慮シテ整理シタノデアル。
- 二、本案ハ主トシテ現代文(口語、文語トモ)ニ適用スル。
- 三、固有名詞オヨビソノ他特殊ナ事情ノアルモノハ、シバラク従前ノ通トスル。タゞシナルベク本案ノ仮名遣ニヨル。
- 四、外国語ノ表記ハ別ニ定メル。

国語の表記に関する通則

第一条 国語の拗音を書くには や、ゆ、よ を右側下に細書する。

たゞし特別の場合にかぎり細書せずとも差支ない。

第二条 国語の促音を書くには つ を右側下に細書する。

たゞし特別の場合にかぎり細書せずとも差支ない。

第三条 国語の ア。列長音は ア。列の仮名に あ をつけて書く。

第四条 国語の イ。列長音は イ。列の仮名に い をつけて書く。

第五条 国語の ウ。列長音は ウ。列の仮名に う をつけて書く。

第六条 国語の エ。列長音は エ。列の仮名に え をつけて書く。

第七条 国語の オ。列長音は オ。列の仮名に お をつけて書く。

第八条 国語の ア。列長音は ア。列の仮名に あ をつけて書く。

第九条 国語の ウ。列長音は ウ。列の仮名に う をつけて書く。

第十条 国語の オ。列長音は オ。列の仮名に お をつけて書く。

注意一 外国語の拗音促音の書き方には通則第一条第二条を適用する。

注意二 外国語の長音は通則第三条以下の場合の「あ」「い」

「う」のかわりに「ー」をつけて書く。

国語仮名遣改定案

第一 む、ゑ、をはい、え、おに改める。たゞし助詞のをを除く。

例

一 むをいに改めるもの

いど(井戸) いのしよ(猪) くわい(慈姑)

まいる(参る) いる(居る)

二 ゑをえに改めるもの

こえ(声) つえ(杖) すえ(末)

うえる(植ゑる) すえる(据ゑる)

たゞし、酔ふ(ゑふ) はように改める。

三 ををおに改める

おけ(桶) おか(岡) うお(魚)

おどる(踊る) おしえる(教へる)

しおれる(萎れる) おかしい(をかしい)

おしい(惜しい) あおい(青い)

第二 ぢ、づ、は、じ、ず、に改める

例

一 ぢをじに改めるもの

くじら(鯨) ふじ(藤) わらじ(草鞋)

ねじる(捻ぢる) はじる(恥ぢる) よじる(攀ぢる)

二 づをず、に改めるもの

うずら(鶉) うず(渦) みず(水) ゆずる(譲る)

うずめる(埋める) さずける(授ける)

めずらしい(珍らしい) はずかしい(恥かしい)

しずかに(静かに) まず(先)

第三 わに発音されるははわに改める。たゞし助詞のを除く。

例

かわら(瓦) かわ(河) にわ(庭) あらわす(著す)

まわる(廻る) こわれる(毀れる) あらわぬ(洗はぬ)

きらわぬ(嫌はぬ) さそわぬ(誘はぬ)

かわいらしい(かはいらしい) くわしい(委しい)

けわしい(険しい)

にわかに(俄かに) すなわち(則)

第四 いに発音されるひはいに改める。

例

うぐいす(鶯) たい(鯛) はい(灰)

ついやす(費す) たいらげる(平げる)

ならいます(習ひます) わらいます(笑ひます)

まいます(舞ひます)

ちいさい(小さい) こいしい(恋しい) ついに(遂に)

第五 おに発音されるふはおに改める。

例

あおい(葵)『

あおる(煽る) あおぐ(仰ぐ) たおす(倒す)

第六 うに発音されるふはうに改める。

例

あらう(洗ふ) まう(舞ふ) やとう(傭ふ)『

あやうい(危い)

第七 えに発音されるへはえに改める。ただし助詞のへを除く。

例

かえる(蛙) いえ(家) まえ(前) かえる(帰る)

さえずる(囀る)『 さそえ(誘へ) ひろえ(拾へ)』

さえ(助詞、さへ)

第八 おに発音されるほはおに改める。

例

いきおい(勢) かお(顔) しお(塩)『

なおす(直す) におう(匂ふ)『 なお(猶)

第九 ウ。列長音に発音されるくふ、すふ、ぬふ、ぶふ、ゆふるふの類のふはうに改める。

例

くう(食ふ) すう(吸ふ) ぬう(縫ふ)』

おぶう(負ふ) ゆう(結ふ) くるう(狂ふ)

ゆうだち(夕立)

たゞしユ。の長音に発音されるいふ(言) はゆうに改める。

第十 オ。列長音に発音されるおふ、そふ、のふ、もふ、よふ、ろふの類のふはうに改める。

例

うけおう(請負ふ) あらそう(争ふ)『

きのう(昨日) おもう(思ふ)』

まよう(迷ふ) ふくろう(梟)

第十一 オ。の長音に発音されるはう、オ。列長音に発音されるわう、あふ、おほはおうに改める。

例

一 はうをおうに改めるもの

あおう(逢はう) かおう(買はう) まおう(舞はう)』

こおう(強う) しおう(吝う)

二 わうをおうに改めるもの

よおう(弱う)

三 あふをおうに改めるもの

おうぎ(扇) おうち(棟)

四 おほをおうに改めるもの

おうかみ(狼) おうやけ(公)』

しおうせる(為遂せる)』

おうい(多い) おうきい(大きい)

第十二 オ。列長音に発音されるかう、こほはこうに、がうはごうに改める。

例

一 かうをこうに改めるもの

こうがい(筈) こうじ(麴) こうべ(神戸)』

さこう(咲かう) きこう(聞かう)』

こうばしい(かうばしい)』

あこう(赤う) ちこう(近う) こう(斯う)

二 こほをこうに改めるもの

こうり(氷) こうろぎ(蝨斯) とこうる(滞る)

三 がうをこうに改めるもの

いそこう(急がう) なごう(長う)

第十三 オ。列長音に発音されるさうはそうに改める。

例

はなそう(話さう) かえそう(返さう)

ちらそう(散らさう)』

あそう(浅う) くそう(臭う) そう(然)

第十四 オ。列長音に発音されるたう、とほ、とをはこうに改める。

例

一 たうをとうに改めるもの

とうげ(峠) たとうがみ(畳紙) うとう(打たう)

かとう(勝たう) たとう(立たう)』

いとう(痛う) かとう(堅う) つめとう(冷たう)

二 とほをとうに改めるもの

とうる(通る) とうい(遠い)

三 とをとうに改めるもの

とう(十)

第十五 オ。列長音に発音されるなうはのうに改める。

例

しのう(死なう) あぶのう(あぶなう)

第十六 オ。列長音に発音されるはう、はふ、ほほはほうに、ばうはほうに、ぱうはほうに改める。

例

一 はうをほうに改めるもの

ほうき(箒) ほうむる(葬る)

二 はふをほうに改めるもの

ほうる(投る)

三 ほほをほうに改めるもの

ほうずき(酸漿) ほう(頬) ほうのき(朴木)

四 ばうをほうに改めるもの

あそぼう(遊ぼう) とぼう(飛ぼう)  
はこぼう(運ぼう)

五 ぼうをぼうに改めるもの

すつぼう(すつぼう 酸)

第十七 オ。列長音に発音される まう、まふはもうに改める。

例

一 まうをもうに改めるもの

もうける(儲ける) もうす(申す)』

あゆもう(歩まう) やすもう(休まう)

たのもう(頼まう) あも(甘)う) せも(狭)まう)

二 まふをもうに改めるもの

すもう(角力)

第十八 オ。列長音に発音される やう、よほはように改める。

例

一 やうをように改めるもの

ようか(八日)』 はよう(早)う) ようやく(漸)く)

二 よほをように改めるもの

もようす(催す)

第十九 オ。列長音に発音される らうはろうに改める。

例

いのろう(祈らう) かえろう(帰らう)  
とろう(通らう)』

くろう(暗)う) かるう(辛)う) あらう(粗)う)

第二十 ウ。列拗音の長音に発音される きうはきゅうに改める。

例

おうきゅう(大)きう)

第二十一 ウ。列拗音の長音に発音される しうはしゅうに改める。

例

しゅうと(舅) しゅうとめ(姑)』

あたらしゅう(新)しう) かなしゅう(悲)しう)』

すじしゅう(涼)しう)

第二十二 オ。列拗音の長音に発音される けふはきょうに改める。

例

きょう(今)日)

第二十三 オ。列拗音の長音に発音される せうはしゅうに改める。

例

まいりましゅう(参)りませう)

そうでしゅう(参)らうでせう)

新旧仮名遣対照表

注意 固有名詞およびその他用例の稀なものは改定案から除いた。しかしそれらはすべて本表によって類推することができぬ。

一

は ひ、 ゐ ふ へ、 ゑ ほ、 ふ、 を ぢ づ	旧 仮 名 遣	わ い う え お じ づ	発 音	わ い う え お じ づ	新 仮 名 遣
---	------------------	---------------------------------	--------	---------------------------------	------------------

二

い ひ し ひ じ ひ、 ぢ ち ひ に ひ ひ	旧 仮 名 遣	い い し い じ い ち い に い ひ い	発 音	い い し い じ い ち い に い ひ い	新 仮 名 遣
---	------------------	--	--------	--	------------------

三

く す ぬ ぶ ゆ る	旧 仮 名 遣	く す ぬ ぶ ゆ る	発 音	く す ぬ ぶ ゆ る	新 仮 名 遣
----------------------------	------------------	----------------------------	--------	----------------------------	------------------

四

あ わ は か が さ た な ほ は ぽ ま や ら	旧 仮 名 遣	あ お あ か こ と と ほ ま よ ろ	発 音	あ お あ か こ と と ほ ま よ ろ	新 仮 名 遣
--	------------------	---	--------	---	------------------

りみびひにちじしきい ううううううううう	旧 仮 名 遣
りみびひにちじしき ううううううううう	発 音
りみびひにちじしき ううううううううう	新 仮 名 遣

れめべへねてぜせげけ ううううううううう	旧 仮 名 遣
りみびひにちじしきぎ ううううううううう	発 音
りみびひにちじしきぎ ううううううううう	新 仮 名 遣

字音の表記に関する通則

第一条 字音の拗音を書くには や、ゆ、よ を右側下に細書する。

第二条 たどし特別の場合にかぎり細書せずとも差支ない。字音の促音を書くには つ を右側下に細書する。

第三条 たどし特別の場合にかぎり細書せずとも差支ない。字音の ウ。列長音は ウ。列の仮名に り をつけて書く。

第四条 字音の オ。列長音は オ。列の仮名に り をつけて書く。

第五条 字音の ウ。列拗音の長音は ウ。列拗音の仮名に り をつけて書く。

第六条 字音の オ。列拗音の長音は オ。列拗音の仮名に り をつけて書く。

第七条 左の如き語は発音のまゝに書く。

- 銀杏 ぎんなん
- 天皇 てんのう
- 三位 さんみ
- 法被 はっぴ
- 十方 じっぽう
- 一辺 いっぺん



七宝 しっぽう  
 北方 ほつぽう  
 六本 ろつぽん  
 学校 がっこう  
 脚気 かっけ  
 甲冑 かっちゆう  
 法度 はつと  
 雑貨 ざつか  
 立派 りっぱ

字音仮名遣改定案

第一 ゐ、ゑ、をはい、え、おに改める。

例

一 ゐをいに改めるもの  
 胃<sup>イ</sup> 威<sup>イ</sup> 位<sup>イ</sup> 遺<sup>イ</sup> 委<sup>イ</sup> 尉<sup>イ</sup> 域<sup>イ</sup> 員<sup>イン</sup> 院<sup>イン</sup>  
 韻<sup>イン</sup> 水<sup>スイ</sup> 炊<sup>スイ</sup> 衰<sup>スイ</sup> 推<sup>スイ</sup> 对<sup>ツイ</sup> 遺<sup>ユイ</sup> 類<sup>ルイ</sup>  
 二 ゑをえに改めるもの  
 苑<sup>エン</sup> 援<sup>エン</sup> 冤<sup>エン</sup> 猿<sup>エン</sup> 園<sup>エン</sup> 円<sup>エン</sup>  
 会<sup>エ</sup> 恵<sup>エ</sup> 回<sup>エ</sup> 衛<sup>エ</sup> 越<sup>エツ</sup>  
 三 ををにおに改めるもの  
 汚<sup>オ</sup> 悪<sup>オ</sup> 鳴<sup>オ</sup> 翁<sup>オウ</sup> 屋<sup>オク</sup> 温<sup>オン</sup> 穩<sup>オン</sup> 園<sup>オン</sup>  
 遠<sup>オン</sup> 怨<sup>オン</sup>  
 二 くに改めるもの  
 ぐわはかがに改める。

例

一 くわをかに改めるもの  
 化<sup>カ</sup> 貨<sup>カ</sup> 果<sup>カ</sup> 菓<sup>カ</sup> 過<sup>カ</sup> 科<sup>カ</sup> 火<sup>カ</sup> 課<sup>カ</sup>  
 会<sup>カイ</sup> 悔<sup>カイ</sup> 壞<sup>カイ</sup> 回<sup>カイ</sup> 怪<sup>カイ</sup> 快<sup>カイ</sup> 獲<sup>カク</sup>  
 拈<sup>カク</sup> 活<sup>カク</sup> 狷<sup>カク</sup> 歡<sup>カン</sup> 官<sup>カン</sup> 還<sup>カン</sup> 貫<sup>カン</sup>  
 二 ぐわをがに改めるもの  
 臥<sup>ガ</sup> 瓦<sup>ガ</sup> 外<sup>ガイ</sup> 月<sup>ガツ</sup> 元<sup>ガン</sup> 丸<sup>ガン</sup> 願<sup>ガン</sup>  
 三 ぢ、づはじ、ずに改める。

例

一 ぢをじに改めるもの  
 持<sup>ジ</sup> 痔<sup>ジ</sup> 軸<sup>ジク</sup> 舳<sup>ジク</sup> 陣<sup>ジン</sup> 女<sup>ジョ</sup> 除<sup>ジョ</sup> 重<sup>ジュウ</sup>  
 住<sup>ジュウ</sup> 頭<sup>ジュウ</sup>  
 二 づをずに改めるもの  
 豆<sup>ズ</sup> 頭<sup>ズ</sup> 途<sup>ズ</sup> 凶<sup>ズ</sup>  
 第四 わに発音されるははわに改める。  
 例  
 琵琶の琵琶 枇杷の杷  
 第五 ユの長音に発音されるいう、いふはゆうに改める。

例

一 いうをゆうに改めるもの  
 遊<sup>ユウ</sup> 尤<sup>ユウ</sup> 又<sup>ユウ</sup> 友<sup>ユウ</sup> 幽<sup>ユウ</sup> 郵<sup>ユウ</sup> 誘<sup>ユウ</sup> 由<sup>ユウ</sup> 有<sup>ユウ</sup>  
 悠<sup>ユウ</sup> 憂<sup>ユウ</sup> 猶<sup>ユウ</sup>

二 いふをゆうに改めるもの  
邑コウ 揖コウ

第六 オ列長音に発音されるあう、わう、あふ、おふはおうに改める。

例

一 あうをおうに改めるもの

鶯オウ 桜オウ 鸚オウ 央オウ 奥オウ

二 わうをおうに改めるもの

往オウ 王オウ 旺オウ 皇オウ 凰オウ 黄オウ 横オウ

三 あふをおうに改めるもの

凹オウ 押オウ 鳴オウ

四 おふをおうに改めるもの

凹オウ

第七 オ列長音に発音されるかう、くわう、かふ、こふはこうに、がう、ぐわう、がふ、ごふはこうに改める。

例

一 かうをこうに改めるもの

好コウ 考コウ 向コウ 肴コウ 香コウ 講コウ 高コウ 慷コウ  
航コウ 幸コウ 効コウ 江コウ 降コウ 校コウ 行コウ

二 くわうをこうに改めるもの

宏コウ 紘コウ 光コウ 広コウ 黄コウ 皇コウ 惶コウ  
荒コウ

三 かふをこうに改めるもの  
甲コウ 岬コウ 閤コウ

四 こふをこうに改めるもの

劫コウ

五 がうをこうに改めるもの

号ゴウ 郷ゴウ 強ゴウ 豪ゴウ 傲ゴウ

六 ぐわうをこうに改めるもの

轟ゴウ

七 がふをこうに改めるもの

合ゴウ

八 ごふをこうに改めるもの

劫ゴウ 業ゴウ

第八 オ列長音に発音されるさう、さふはそうに、ざう、ざふはぞうに改める。

例

一 さうをそうに改めるもの

掃ソウ 双ソウ 爪ソウ 早ソウ 相ソウ 曹ソウ 壮ソウ 操ソウ  
騒ソウ 争ソウ 桑ソウ 喪ソウ 葬ソウ

二 さふをそうに改めるもの

挿ソウ

三 ざうをぞうに改めるもの

造ゾウ 藏ゾウ 象ゾウ 像ゾウ

四 ざふをぞうに改めるもの

例 雑ゾウザン

第九 オ列長音に発音される たう、たふはとうに、だう、だふはどうに改める。

例

一 たうをとうに改めるもの

例 刀トウ 島トウ 討トウ 盗トウ 打トウ 橙トウ 糖トウ 当トウ

湯トウ 桃トウ 陶トウ 稻トウ 禱トウ 悼トウ

二 たふをとうに改めるもの

例 答トウ 搭トウ 踏トウ 納トウ

三 だうをどうに改めるもの

例 道ドウ 堂ドウ 棠ドウ 萄ドウ

四 だふをどうに改めるもの。

例 納ドウ

第十 オ列長音に発音される なう、なふはのうに改める。

例

一 なうをのうに改めるもの

例 脳ノウ 惱ノウ 囊ノウ

二 なふをのうに改めるもの

例 納ノウ

第十一 オ列長音に発音される はう、はふ、ほふはほうに、

ほう、ほふ、ほふはほうに改める。

例

一 はうをほうに改めるもの

例 報ホウ 邦ホウ 宝ホウ 方ホウ 包ホウ 保ホウ 褒ホウ

たゞし蘇枋の枋は発音に従いほうをおうに改める。

二 はふ又はほふをほうに改めるもの

例 法ホフ

三 ばうをほうに改めるもの

例 暴ボウ 冒ボウ 坊ボウ 房ボウ 亡ボウ 望ボウ 膨ボウ

四 ばふ又はほふをほうに改めるもの

例 乏ボフ

第十二 オ列長音に発音される まう、はもうに改める。

例

第十三 オ列長音に発音される やう、えう、えふはよう

に改める。

例

毛モウ 孟モウ 亡モウ 妄モウ 盲モウ 望モウ 網モウ

一 やうをように改めるもの

例 羊ヨウ 洋ヨウ 様ヨウ 陽ヨウ 楊ヨウ

二 えうをように改めるもの

例 要ヨウ 曜ヨウ 遙ヨウ 謠ヨウ 夭ヨウ 幼ヨウ 杳ヨウ

七

三 えふをよりに改めるもの  
葉エフ

第十四 オ列長音に発音されるらう、らふはろうに改める。

例

一 らうをろうに改めるもの  
老ラウ 郎ラウ 廊ラウ

二 らふをろうに改めるもの  
臙ラフ 臙ラフ 蠟ラフ

第十五 ウ列拗音の長音に発音されるきう、きふはきゆうに改める。

例

一 きうをきゆうに改めるもの  
休キウ 丘キウ 廐キウ 臼キウ 糾キウ 久キウ 柩キウ 仇キウ

二 きふをきゆうに改めるもの  
急キフ 及キフ 吸キフ 級キフ 泣キフ 給キフ

三 きうをきゆうに改めるもの  
牛ギウ

第十六 ウ列拗音の長音に発音されるしう、しふはしゆうに改める。

例

一 しうをしゆうに改めるもの

修シウ 舟シウ 囚シウ 秀シウ 就シウ 収シウ 臭シウ 秋シウ  
州シウ 酋シウ 袖シウ 聚シウ 周シウ

二 しふをしゆうに改めるもの  
拾シフ 執シフ 集シフ 襲シフ 洩シフ 習シフ 輯シフ

三 じうをじゆうに改めるもの  
柔ジウ 獸ジウ

四 じふをじゆうに改めるもの  
十ジフ 什ジフ 汁ジフ 拾ジフ

第十七 ウ列拗音の長音に発音されるちう、はちゆうに改める。

例

第十八 ウ列拗音の長音に発音されるにう、にふはにゆうに改める。  
昼チウ 丑チウ 宙チウ 抽チウ 脣チウ 肘チウ 鑄チウ

例

一 にうをにゆうに改めるもの  
柔ニウ

二 にふをにゆうに改めるもの  
入ニフ

第十九 ウ列拗音の長音に発音されるびう、はびゆうに改める。

謬 ビエウ  
ビビウ

例

第二十 ウ列拗音の長音に発音される りう、りふは りゆうに改める。

例

一 りうを りゆうに改めるもの

リエウ 留 リウ 柳 リエウ 流

二 りふを りゆうに改めるもの

リエウ 立 リフ 粒 リエウ 笠

第二十一 オ列拗音の長音に発音される きやう、けう、けふは きように、ぎやう、げう、げふは ぎように改める。

例

一 きやうを きように改めるもの

キヨウ 杏 キヨウ 驚 キヨウ 狂 キヨウ 兄 キヨウ 競 キヨウ 鏡 キヨウ 強  
キヨウ 京 キヨウ 經 キヨウ 郷 キヨウ 饗

二 けうを きように改めるもの

キヨウ 校 キヨウ 教 キヨウ 喬 キヨウ 橋

三 けふを きように改めるもの

キヨウ 脅 キヨウ 協 キヨウ 夾 キヨウ 俠

四 ぎやうを ぎように改めるもの

ギヨウ 仰 ギヨウ 行 ギヨウ 形 ギヨウ 刑

五 げうを ぎように改めるもの

ギヨウ 堯 ギヨウ 曉

六 げふを ぎように改めるもの

ギヨウ 業

第二十二 オ列拗音の長音に発音される しやう、せう、せふは しように、じやう、ぢやう、ぜう、でう、でふは じように改める。

例

一 しやうを しように改めるもの

シヨウ 相 シヨウ 正 シヨウ 商 シヨウ 詳 シヨウ 傷 シヨウ 省 シヨウ 生  
シヨウ 唱 シヨウ 将 シヨウ 尚 シヨウ 聖 シヨウ 性 シヨウ 章 シヨウ 掌

二 せうを しように改めるもの

シヨウ 笑 シヨウ 招 シヨウ 燒 シヨウ 消 シヨウ 詔 シヨウ 小 シヨウ 礁 シヨウ 照  
シヨウ 少

三 せふを しように改めるもの

シヨウ 妾 シヨウ 捷 シヨウ 涉

四 じやうを じように改めるもの

ジヨウ 上 ジヨウ 情 ジヨウ 淨 ジヨウ 状 ジヨウ 讓 ジヨウ 成 ジヨウ 城  
ジヨウ 常

五 ぢやうを じように改めるもの

ジヨウ 場 ジヨウ 娘 ジヨウ 釀 ジヨウ 丈 ジヨウ 杖 ジヨウ 定 ジヨウ 錠

六 ぜうをじょうに改めるもの

擾ジヨウ 饒ジヨウ

七 でうをじょうに改めるもの

条ジヨウ 嫻ジヨウ

八 でふをじょうに改めるもの

帖ジヨウ 豊ジヨウ

第二十三 オ列拗音の長音に発音される ちやう、てう、てふ は ちよう に改める。

例

一 ちやうをちように改めるもの

停チヨウ 提チヨウ 丁チヨウ 町チヨウ 挺チヨウ 長チヨウ 腸チヨウ

聴チヨウ

二 てうをちように改めるもの

吊チヨウ 鳥チヨウ 朝チヨウ 兆チヨウ 超チヨウ 調チヨウ 彫チヨウ

三 てふをちように改めるもの

帖チヨウ 蝶チヨウ 牒チヨウ

第二十四 オ列拗音の長音に発音される ねう は によう に

改める。

例

尿ニヨウ 饒ニヨウ 遶ニヨウ

第二十五 オ列拗音の長音に発音される ひやう、へう は ひよう に、びやう、べう は びよう に改める。

例

一 ひやうをひように改めるもの

兵ヒヨウ 平ヒヨウ 評ヒヨウ

二 へうをひように改めるもの

雹ヒヨウ 表ヒヨウ 俵ヒヨウ 票ヒヨウ 豹ヒヨウ

三 びやうをびように改めるもの

屏ビヨウ 病ビヨウ 鋌ビヨウ

四 べうをびように改めるもの

苗ビヨウ 描ビヨウ 猫ビヨウ 眇ビヨウ 廟ビヨウ

第二十六 オ列拗音の長音に発音される みやう、めう は みよう に改める。

例

一 みやうをみように改めるもの

明ミヨウ 命ミヨウ 冥ミヨウ 名ミヨウ 茗ミヨウ

二 めうをみように改めるもの

妙ミヨウ 苗ミヨウ 猫ミヨウ

第二十七 オ列拗音の長音に発音される りやう、れう、れふ

は りよう に改める。

例

一 りやうをりように改めるもの  
 良<sup>リヨウ</sup> 両<sup>リヨウ</sup> 亮<sup>リヨウ</sup> 令<sup>リヨウ</sup> 領<sup>リヨウ</sup> 涼<sup>リヨウ</sup> 諒<sup>リヨウ</sup>  
 量<sup>リヨウ</sup> 梁<sup>リヨウ</sup>

二 れうをりように改めるもの

聊<sup>リョウ</sup> 料<sup>リョウ</sup> 了<sup>リョウ</sup> 僚<sup>リョウ</sup> 寮<sup>リョウ</sup> 寥<sup>リョウ</sup>

三 れふをりように改めるもの

狝<sup>リョフ</sup> 蠶<sup>リョフ</sup>

新旧仮名遣対照表

一

はづぢぐくをゑゐ わわ	旧 仮 名 遣	発 音	新 仮 名 遣
わづじがかおえい	発 音	新 仮 名 遣	
わづじがかおえい	新 仮 名 遣		

二

いう	旧 仮 名 遣
いふ	発 音
ゆう	新 仮 名 遣

三

あう	旧 仮 名 遣	あふ	おふ
ほう	くわう	かふ	こふ
わう	ぐわう	がふ	ごふ
かう			
がう			
さう		さふ	そふ
ざう		ざふ	ぞふ
たう		たふ	とふ
だう		だふ	どふ
なう		なふ	なふ
ほう		ほふ	ほふ
ばう		ばふ	ばふ
まう			
やう			
らう		らふ	
えう			
あう			
ほう			
わう			
かう			
がう			
さう			
ざう			
たう			
だう			
なう			
ほう			
ばう			
まう			
やう			
らう			
えう			
あう			

四

きう きう きう しう じう ぢう ちう にう びう りう	きふ きふ しふ じふ にふ りふ	きゆう きゆう しゆう じゆう ちゆう にゆう びゆう りゆう	きゆう きゆう しゆう じゆう ちゆう にゆう びゆう りゆう
--	----------------------------------	--	--

五

きやう ぎやう しやう じゃう ぢやう ちやう ひやう びやう みやう りやう	けう げう せう ぜう でう てう へう べう めう れう	きよう ぎよう しよう じよう ちよう によう ひよう びよう みよう りよう	きよう ぎよう しよう じよう ちよう によう ひよう びよう みよう りよう
--	--	--	--

〔参考〕 仮名遣改定案について

臨時国語調査会 安藤 正次

一 改定の主旨

昨大正十三年十二月二十四日文部省で開かれた臨時国語調査会は、満場一致、仮名遣改定案を可決した。

仮名遣の改定は国語仮名遣字音仮名遣の両者にわたつてい  
るが、その改定の主旨は、臨時国語調査会の発表した仮名遣  
改定案のはじめにある左記の文で明らかである。

〔仮名遣改定案〕前文の本文を省略)

右にも述べてある如く、国語および字音の仮名遣をあやま  
りなくつかいこなすとゆうことは、よほどむずかしいので  
あって、教育者も被教育者もこの点についてはつねに多大の  
苦痛を体験して来ているのである。しかも従来の仮名遣は、  
その標準が或過去の時代の言葉の書きあらわし方におかれて  
おり、その過去の時代の言葉の書きあらわし方は、それらの  
時代の発音を基礎としていたのであるから、発音の習慣の  
変つて来ている後世の人々が、昔と同じように言葉を書きあ  
らわそうとしたところで、それは相当な苦心を重ね練習を積  
んだ上でなければ不可能である。器械的に昔の人々の書きあ  
らわし方を覚えこみ、いわゆる仮名遣の規則を暗記している  
のでなければ、その目的を達することが出来ない。文字を知  
り仮名を知つていても、仮名遣の規則に縛られて言葉を書き  
あらわすに不便を感じ、しかも、その規則を覚えこむには多



大の苦心を要するとゆうことは、いかにも不合理であるといわなければならぬ。現代の言葉の書きあらわし方はよろしく現代の発音の上に標準をもとめるべきのである。文字を知り仮名を知り簡単な表記の通則を心得てさえいけば、どんなことでも自分の書こうとすることが書けるとゆうようにならなければ、教育上の効果も十分にあらわれないし、国民の精神上の負担も軽くなならない。便不便とか、利不利とかゆうような実際問題をはなれて、単に学術上ばかりから考えて見ても、言語と文字、言葉と書きあらわし方との関係はそうゆう風でなければならぬのである。仮名遣の改定が、教育上社会上の問題として取扱われるようになったのは久しい以前からのことであるが、臨時国語調査会が、その成立の当初から、特にこの仮名遣の調査整理を重要な事項の一と認め、慎重審議の末ここに具体案を発表して、長い間の懸案を解決するに至つたのは、国家社会のために同慶の次第である。

## 二 整理の方針および適用の範囲

臨時国語調査会が仮名遣改定案を作成するに当つて、どうゆう方針によつたか、また改定仮名遣がいかなる範囲に適用されるかは、次の凡例に明らかである。

### (凡例の本文を省略)

現代の仮名遣は、よろしく現代の言葉の発音に本ずいて定められるべきものであることは前に述べた通りである。しか

し、現代の発音を標準とするにしてもいづれの地方の発音を標準とするかが問題となるが、本案では大体東京語の発音を標準としているのである。たとえば「菓子」「煉瓦」の如き、地方によつては「くわし」「れんぐわ」と発音するところもあるが、東京では「かし」「れんが」と発音するのが常である。すなわち東京語ではくわぐわがかがに発音されるから、それを標準にすれば字音仮名遣改定案第二条の通り、「くわぐわはか がに改める」とゆうことになつて来る。しかも、それが東京語だけにおける発音であるとすれば考慮の余地もあるが、くわぐわとかがとを区別して発音する地方と区別しない地方とは、これを全国的に見てほとんど相半するとうゆう有様であるから、さうゆう地方的発音をも参考すると、右のような改定は、一さう理由の強いものとなるのである。他の種々の点の改定についても同様な注意が払われていることは言うまでもない。

改定仮名遣の適用範囲が現代文のすべてに及ぶべきのは当然である。口語と文語とで仮名遣がちがうとゆうような不統一は許さるべきでない。現代文でないもの、古文とか中古文とかゆう類のものを適用範囲外においているのは、それ等は過去の約束の下に書かれているので、強いてこれを現代の仮名遣で律するには及ばないからである。

凡例三の固有名詞およびその他特殊な事情のあるものとう

うのは、人名船舶名などの類や法令関係のもので容易に改められないものなどを含んでいる。

外国語の発音の書きあらわし方は国語字音の仮名遣と同様に取扱うことの出来ないものが少くないから、表記の通則以外の細目は別に規定することとなっている。

### 三 国語の表記に関する通則

国語の表記に関する通則は、表記上の大体の規則を示したもので、その条文は左の如くである。

#### (通則第一条(第十条の本文を省略))

右の通則のうちで注意すべき点は、長音の表記にあ い うの三つを用いる方法を採用したことである。長音を書きあらわすのに長音符(引音符) ーを用いるのも一つの方法であり、あ い う え おの五つを用いるのも一つの方法であるが、臨時国語調査会では、その長短得失を審議して、前記の方法を採用することにしたわけである。

#### 四 国語仮名遣改定案

改定案の正文は左の如くである。

#### (国語仮名遣改定案第一(第二十三の本文を省略))

右の改定は主として発音通りに書きあらわすことを目的とし、またその主旨の徹底を期したものであるから、たゞ二三の点だけについて説明を加えておく。

助詞のは、へを除外して、この三つだけをもとの仮名

遣通りに書くことにしたのは、不徹底の嫌はあるが、この三つの助詞だけは、一般の人々との親しみのことに深いもので、これをお、わ、えと書くとき奇異の感じをいだく人が多いから、急激な変化を避ける意味で、これだけを除外例としたのである。

ゐ、ゑ、を(助詞を除く)をい、え、おと書くことに改めたのは、現代の標準的発音では、ゐ、い、ゑ、え、を、おの区別が失われて、すべてい、え、おに発音されるようになってくるからである。助詞のをに除外例を認めたのも、助詞のをがもとのまゝに発音されているからとゆうのではな

い。  
ぢ、づをじ、ずに改めることにしたのも、これを全国的に見て、ぢ、じ、づ、ずを区別して発音する地方とじ、ずに発音する地方とが相半していて、しかも東京語ではそれがじ、ずの発音になっているからである。もつとも、東京語の発音については学者の間に異論もあるけれども、統一上からじ、ずの方に一定することになったのである。

#### 五 字音の表記に関する通則

字音の表記に関する通則も、大体において国語の表記に関するものと同様ではあるが、両者の間に幾分かの入もあるから、全文を次にかゝげる。

#### (通則第一条(第七条の本文を省略))

右のうちで特に注意すべきものは第七条の規定である。「銀杏」「天皇」はまさしく「ぎんなん」「てんのう」と発音されるのに、「杏」の音が「あん」「皇」の音が「おう」(従来の字音仮名遣にしたがえば「わう」)であるからとゆうので、これを「ぎんなん」「てんおう」と書くが如きは不合理でもあり無意味でもある。これらは、よろしく発音のまゝに「ぎんなん」「てんのう」の如く書くのがよい。本条の精神はそこにあるのである。

#### 六 字音仮名遣改定案

字音仮名遣改定案の本文は左の如くである。

(字音仮名遣改定案第一〜第二十七の本文を省略)

(おわり)

〔付一〕

大正十五年五月  
臨時国語調査会

外国語の写し方(仮名遣)

改定案補則)

当字の廃棄と外国語の写し方

臨時国語調査会

仮名遣改定案補則は外国語の写し方を規定したものであるが、一体外国語の表記については根本的にひろくこれを調査する必要があるけれども、それは他日に譲り、日常一般に用いられて居る日本化した外国語の写し方が現在にはなほだ区々になつて居てまことに不便であるから、委員会においてこれを統一することにしたのである。

一、従来キ、ウキ、ウィで書きあらわされている左の類の語はウィで書く。

例

ショーウィンドー Show-Window

スイッチ Switch

サンドウィッチ Sandwich

スイートピー Sweet-pea

二、従来エ、ウエ、ウエで書きあらわされている左の類の語はウエで書く。

例

ウエルカム

Welcome

ウェブスター辞書

Webster

ウェーター

Waiter

スウェーデン体操

Sweden

三、従来ヲ、ウヲ、ウオで書きあらわされている左の類の語はウオで書く。

例

ソトダウウォーター

Soda-water

ウォーターシート

Water-chute

サイドウォーク

Side-walk

四、従来ジ、ヂで書きあらわされている左の類の語はジで書く。

例

ラジオ

Radio

ビルジング

Building

ジフテリア

Diphtheria

エジプト煙草

Egypt

五、従来ジュ、ヂュで書きあらわされている左の類の語はジュで書く。

例

ラジウム

Radium

イリジウム

Iridium

六、従来チ、テイで書きあらわされている左の類の語はチで

書く。

例

チップ

Tip

ニコチン

Nicotine

チーク

Teak

七、従来ヅ、ギ、ヴ、ヰ、ヱ、ヰ、ヴァ、ヴィ、ヴェ、ヴォ、ブ、ブイ、ブ、ブエ、ブ、ビ、ベ、ボで書きあらわされている左の類の語は、バン、ビ、ブ、ベ、ボで書く。

例

カーブ

Curve

オーバー

Over

ベルモット

Vermouth

ベランダ

Veranda

ボルト

Volt

備考

外国語の表記については根本的調査を進める必要があるが本案は仮名遣改定案に対する補則として整理したものである。

(「当字の廃棄」の項を省略)

〔付二〕 昭和六年五月 臨時国語調査会 仮名遣改定案に関する修正

常用漢字表及仮名遣改定案に関する修正

臨時国語調査会幹事 保科孝一

臨時国語調査会はさきに発表した常用漢字表および仮名遣改定案に対し、多少修正を加える必要があるを認め、先般来調査中のところ、今回その成案を得て左のごとく決定、去る五月八日会長より文部大臣にあてこれを報告した。

常用漢字表に関する修正(省略)

仮名遣改定案に関する修正

一、国語仮名遣改定案第二に左のたゞし書を加える。

たゞし

(1) 二語の連合によつて生じた「ぢ」「づ」はもとのまゝ。

例 はなぢ(鼻血) もらいぢち(もらい乳)

ひぢりめん(緋縮緬) ちかぢか(近々) たづな(手綱)

みかづき(三日月) かなづち(鉄槌) つねづね(常々)

まなづる(真鶴) ぬまづ(沼津)

(2) 同音の連呼によつて生じた「ぢ」「づ」はもとのまゝ。

例 ちぢみ(縮) ちぢむ(縮) ちぢに(千々に)

つつみ(鼓) つつら(葛籠) つづく(続)

二、字音仮名遣改定案第三に左のたゞし書を加える。

たゞし

(1) 連声によつて濁る「智」「茶」「中」「通」等はもとのまゝ。

例 さるぢえ(猿智慧) わるぢえ(悪智慧)

はぢやや(葉茶屋) ちやのみぢやわん(茶飲茶碗)

れんぢゆう(連中) くにぢゆう(国中)

ゆうづう(融通) じんづうりき(神通力)

(2) 呉音によつて濁る「地」「治」はもとのまゝ。

例 ぢぬし(地主) きぬぢ(絹地) ぢろう(治郎)

せいぢ(政治)

理由

先きに大正十三年十二月本会より仮名遣改定案を発表して世の批判を求めたが、その結果一定の字音や国語に限り、清濁及び連呼の關係上ジヂズヅの用法は従前の通にありたいとゆう希望の多いのに考慮して、こゝにしばらく右に関する除外例を設けることにしたのである。

(常用漢字表に関する修正についての説明を省略)

つきに仮名遣改定案は大正十三年十二月に発表して社会の批判を求めたのであるが、この結果「智」「茶」「中」「通」等の如き字音で、単独では清音に言いあらわされるのに、「猿智慧」「葉茶屋」「連中」「融通」の様に熟語を構成すると、連声によつて濁音になる、又「治」や「地」は漢音では清音、呉音では濁音に言いあらわされる。此の如く清音の時は「チ」「ツ」で濁音の時

は「ジ」「ズ」と書きあらわすことは連想上面白くないとゆう意見がなかなか多い。又国語においても「鶴」が真鶴となるとマナズル、「綱」が手綱となるタズナ、「血」が鼻血となるハナジ、「近」が手近となるテジカとなるのも連想上やはり面白くない。同音同語の連呼される場合、たとえば「続く」「鼓」「縮む」「散りく」「月々」等がツズク・ツズミ・チジム・チリジリ・ツキズキと書くことも面白くないから、これは除外例として従前の通に書くがよいとゆう意見を抱く人も少なくない。もちろん感情問題ではあるけれども、現在の如き過渡時代において止むを得ないこととして、以上の如き特殊の場合に限りしばらくこれを除外例として取扱うことにしたのである。

七 昭和十七年七月 新字音仮名遣表  
 国語審議会

一、本表は大体現代における標準的発音によつて整理したものである。

一、本表は字音を書き表はすすべての場合に用ひることを原則とするが、原文の仮名遣による必要のあるもの、またはこれを変更しがたいものは除外する。

一、本表は今後各官庁および一般社会において使用せらるべき字音仮名遣の基準を示したものである。

(備考)

一、字音のウ。列長音はウ。列の仮名に う をつけて書く。

一、字音のオ。列長音はオ。列の仮名に う をつけて書く。

一、字音のウ。列拗音の長音はウ。列拗音の仮名に う をつけて書く。

一、字音のオ。列拗音の長音はオ。列拗音の仮名に う をつけて書く。

一、字音の拗音は必要のある場合にかぎり や、ゆ、よ を右側下に細書する。

一、字音の促音は必要のある場合にかぎり つ を右側

下に細書する。  
 一、字音か否か明らかでないものは字音の例に準じて書く。

新旧字音仮名遣対照表

一

旧 仮 名 遣	あ を く ぐ ぢ づ
発 音	ア オ カ ガ ジ ズ
新 仮 名 遣	あ を く ぐ ぢ づ

二

旧 仮 名 遣	い ふ
発 音	イ フ
新 仮 名 遣	い ふ

旧 仮 名 遣	あ う わ う か う が う さ う ざ う た う だ う な う は う ぼ う ま う や う ら う
發 音	オ ー コ ー ゴ ー ソ ー ゾ ー ト ー ド ー ノ ー ホ ー ボ ー モ ー ヨ ー ロ ー
新 仮 名 遣	お う こ う ご う ぞ う と う ど う の う ほ う も う も う よ う ら う

四

旧 仮 名 遣	き う ぎ う し う じ う ぢ う ち う に う び う り う
發 音	キ ユ ー ギ ユ ー シ ユ ー ジ ユ ー チ ユ ー ニ ユ ー リ ユ ー
新 仮 名 遣	き ゆ う ぎ ゆ う し ゆ う じ ゆ う ち ゆ う に ゆ う び ゆ う り ゆ う

旧 仮 名 遣	き や う ぎ や う し や う じ や う ち や う ひ や う び や う み や う り や う
發 音	キ ョ ー ギ ョ ー シ ョ ー ジ ョ ー チ ョ ー ニ ョ ー ヒ ョ ー ビ ョ ー ミ ョ ー リ ョ ー
新 仮 名 遣	き よ う ぎ よ う し よ う じ よ う ち よ う ひ よ う び よ う み よ う り よ う

新字音仮名遣表

第一 ぬ、を、は、い、え、おとする。

例

- 一 ぬをいとするもの  
 位<sup>イ</sup> 委<sup>イ</sup> 威<sup>イ</sup> 尉<sup>イ</sup> 胃<sup>イ</sup> 遺<sup>イ</sup> 域<sup>イ</sup> 員<sup>イ</sup> 韻<sup>イ</sup>  
 院<sup>イ</sup> 水<sup>ス</sup> 炊<sup>ス</sup> 衰<sup>ス</sup> 推<sup>ス</sup> 随<sup>ス</sup> 对<sup>ツ</sup>
- 二 ぬをえとするもの  
 会<sup>エ</sup> 恵<sup>エ</sup> 回<sup>エ</sup> 衛<sup>エ</sup> 越<sup>エ</sup> 遠<sup>エ</sup> 猿<sup>エ</sup> 園<sup>エ</sup>  
 苑<sup>エン</sup> 怨<sup>エン</sup> 援<sup>エン</sup> 宛<sup>エン</sup>



三 をを おと するもの

汚オホ 悪オホ 鳴オホ 翁オウ 屋オウ 温オン 穂オン 園オン  
遠オン 怨オン

第二 くわ、ぐわ はか、が とする。

例

一 くわ をか とするもの

化カ 花カ 貨カ 果カ 課カ 菓カ 過カ 科カ  
火カ 会カイ 絵カイ 悔カイ 壞カイ 回カイ 怪カイ  
快カイ 獲カク 拈カク 活カク 猾カク 歡カン  
官カン 還カン 貫カン

二 ぐわ をが とするもの

瓦ガ 臥ガ 外ガイ 月ガツ 元ガン 丸ガン  
願ガン

第三 ぢ、づ はじ、ず とする。

例

一 ぢをじ とするもの

痔ジ 軸ジク 舳ジク 陣ジン 女ジヨ 除ジヨ

二 づをず とするもの

豆ズ 頭ズ 途ズ 図ズ  
たどし

(1) 連声によって濁る「智」「茶」「中」「通」等はもとの

まゝ。

例  
入イレ 智慧チエ 茶飲茶碗チヤノミヂヤワン 年中ネンヂユウ 融通ユウツウ

(2) 呉音によって濁る「地」「治」等はもとのまゝ。

例

地震ヂシ 絹地キヌヂ 治承ヂシヨウ 療治リョウヂ

第四 ユの長音に発音されるいう、いふはゆうとする。

例

一 いうをゆう とするもの

尤ユウ 友ユウ 幽ユウ 郵ユウ 誘ユウ 由ユウ 有ユウ 遊ユウ  
悠ユウ 憂ユウ 猶ユウ

二 いふをゆう とするもの

邑ニウ 揖ニウ

第五 オ列長音に発音されるあう、わう、あふはおうとする。

る。

例

一 あうをおう とするもの

央オウ 輿オウ 鶯オウ 桜オウ 鸚オウ

二 わうをおう とするもの

往オウ 王オウ 旺オウ 黄オウ 横オウ 凰オウ

三 あふをおう とするもの

凹オウ 押オウ 鴨オウ

第六 オ列長音に発音されるかう、くわう、かふ、こふは  
 こうとし、がう、ぐわう、がふ、ごふはこうとする。

例

- 一 かうをこうとするもの  
 好コウ 考コウ 向コウ 肴コウ 香コウ 講コウ 高コウ 航コウ  
 幸コウ 交コウ 効コウ 校コウ 江コウ 降コウ 行コウ 康コウ  
 慷コウ
- 二 くわうをこうとするもの  
 光コウ 荒コウ 宏コウ 紘コウ 広コウ 黄コウ 皇コウ
- 三 かふをこうとするもの  
 甲コウ 岬コウ 閣コウ
- 四 こふをこうとするもの  
 劫コウ
- 五 がうをこうとするもの  
 号ゴウ 郷ゴウ 強ゴウ 豪ゴウ 傲ゴウ
- 六 ぐわうをこうとするもの  
 轟ゴウ
- 七 がふをこうとするもの  
 合ゴウ
- 八 ごふをこうとするもの  
 業ゴウ 劫ゴウ

第七 オ列長音に発音されるさう、さふはそうとし、ざ  
 う、ざふはぞうとする。

例

- 一 さうをそうとするもの  
 掃ソウ 双ソウ 爪ソウ 相ソウ 倉ソウ 曹ソウ 漕ソウ 遭ソウ  
 壮ソウ 操ソウ 早ソウ 草ソウ 騷ソウ 争ソウ 桑ソウ 喪ソウ  
 葬ソウ
  - 二 さふをそうとするもの  
 挿ソウ
  - 三 ざうをぞうとするもの  
 造ゾウ 蔵ゾウ 象ゾウ 像ゾウ
  - 四 ざふをぞうとするもの  
 雑ゾウ
- 第八 オ列長音に発音されるたう、たふはとうとし、だう  
 はどうとする。
- 例
- 一 たうをとうとするもの  
 刀トウ 島トウ 討トウ 盜トウ 唐トウ 糖トウ 当トウ 湯トウ
  - 二 たふをとうとするもの  
 桃トウ 陶トウ 稻トウ 禱トウ 悼トウ 橙トウ
  - 三 だうをどうとするもの  
 答トウ 塔トウ 踏トウ 納トウ

道<sup>ドウ</sup> 堂<sup>ドウ</sup> 棠<sup>ドウ</sup> 萄<sup>ドウ</sup>

第九 オ列長音に発音されるなう、なふはのうとする。

例

一 なうをのうとするもの  
脳<sup>ノウ</sup> 惱<sup>ノウ</sup> 囊<sup>ノウ</sup>

二 なふをのうとするもの  
納<sup>ノウ</sup>

第十 オ列長音に発音されるはう、はふ、ほふはほうとし、ほう、ばふ、ほふはほうとする。

例

一 はうをほうとするもの  
報<sup>ホウ</sup> 邦<sup>ホウ</sup> 宝<sup>ホウ</sup> 方<sup>ホウ</sup> 包<sup>ホウ</sup> 保<sup>ホウ</sup> 褒<sup>ホウ</sup>

二 はふ またはほふをほうとするもの  
法<sup>ホフ</sup>

三 ぼうをぼうとするもの  
暴<sup>ボウ</sup> 冒<sup>ボウ</sup> 坊<sup>ボウ</sup> 房<sup>ボウ</sup> 亡<sup>ボウ</sup> 望<sup>ボウ</sup> 膨<sup>ボウ</sup>

四 ばふ またはほふをほうとするもの  
乏<sup>ボフ</sup>

第十一 オ列長音に発音されるまうはもうとする。

例

毛<sup>モウ</sup> 孟<sup>モウ</sup> 亡<sup>モウ</sup> 妄<sup>モウ</sup> 盲<sup>モウ</sup> 望<sup>モウ</sup> 網<sup>モウ</sup>

第十二 オ列長音に発音されるやう、えう、えふはようとする。

例

一 やうをようとするもの  
羊<sup>ヨウ</sup> 洋<sup>ヨウ</sup> 様<sup>ヨウ</sup> 陽<sup>ヨウ</sup> 楊<sup>ヨウ</sup>

二 えうをようとするもの  
要<sup>ヨウ</sup> 曜<sup>ヨウ</sup> 遙<sup>ヨウ</sup> 謡<sup>ヨウ</sup> 幼<sup>ヨウ</sup> 夭<sup>ヨウ</sup> 杳<sup>ヨウ</sup>

三 えふをようとするもの  
葉<sup>ヨフ</sup>

第十三 オ列長音に発音されるらう、らふはらうとする。

例

一 らうをらうとするもの  
老<sup>ロウ</sup> 勞<sup>ロウ</sup> 郎<sup>ロウ</sup> 廊<sup>ロウ</sup>

二 らふをらうとするもの  
藺<sup>ロフ</sup> 臘<sup>ロフ</sup> 蠟<sup>ロフ</sup>

第十四 ウ列拗音の長音に発音されるきう、きふはきゆうとし、ぎうはぎゆうとする。

例

一 きうをきゆうとするもの  
休<sup>キウ</sup> 丘<sup>キウ</sup> 臼<sup>キウ</sup> 糾<sup>キウ</sup> 久<sup>キウ</sup> 柩<sup>キウ</sup> 仇<sup>キウ</sup> 求<sup>キウ</sup>

二 きふをきゆうとするもの  
急<sup>キフ</sup> 及<sup>キフ</sup> 吸<sup>キフ</sup> 級<sup>キフ</sup> 泣<sup>キフ</sup> 給<sup>キフ</sup>

三 きうをぎゆうとするもの  
牛ギウ

第十五 ウ。列拗音の長音に発音される しう、しふはしゆう  
とし、じう、じふ、ぢゆうはじゆうとする。

例

一 しうをしゆうとするもの

修シウ 舟シウ 囚シウ 秀シウ 就シウ 収シウ 臭シウ 秋シウ  
州シウ 洲シウ 袖シウ 周シウ 週シウ 聚シウ 會シウ

二 しふをしゆうとするもの

拾シフ 執シフ 集シフ 襲シフ 習シフ 輯シフ

三 じうをじゆうとするもの

柔ジウ 獸ジウ

四 じふをじゆうとするもの

拾ジフ 十ジフ 汁ジフ 什ジフ

五 ぢゆうをじゆうとするもの

重ヂウ 住ヂウ

第十六 ウ。列拗音の長音に発音される ちうはちゆうとす  
る。

例

昼チウ 鑄チウ 紐チウ 宙チウ 抽チウ 胃チウ 肘チウ

第十七 ウ。列拗音の長音に発音される にう、にふはにゆう  
とする。

例

一 にうをにゆうとするもの

柔ニウ

二 にふをにゆうとするもの

入ニフ

第十八 ウ。列拗音の長音に発音される びうはびゆうとす  
る。

例

謬ビウ

第十九 ウ。列拗音の長音に発音される りう、りふはりゆう  
とする。

例

留リウ 柳リウ 流リウ

二 りふをりゆうとするもの

立リフ 粒リフ 笠リフ

第二十 オ。列拗音の長音に発音される きやう、けう、けふ  
はきようとし、ぎやう、げう、げふはぎようとする。

例

一 きやうをきようとするもの

驚キョウ 狂キョウ 兄キョウ 競キョウ 鏡キョウ 強キョウ 京キョウ  
郷キョウ 饗キョウ 杏キョウ

二 けうをきようとするもの

校キョウケウ 教キョウケウ 橋キョウケウ 喬キョウケウ

三 けふをきようとするもの

脅キョウケン 協キョウケン 俠キョウケン 夾キョウケン

四 ぎやうをぎようとするもの

仰ギョウヤウ 行ギョウヤウ 形ギョウヤウ 刑ギョウヤウ

五 げうをぎようとするもの

晧ゲウ 堯ギョウ

六 げふをぎようとするもの

業ギョウ

第二十一 オ列拗音の長音に発音される しやう、せう、

せふは しようとし、じやう、ぢやう、ぜう、でう、でふは

じようとする。

例

一 しやうをしようとするもの

相シヨウ 正シヨウ 商シヨウ 詳シヨウ 傷シヨウ 省シヨウ 生シヨウ  
唱シヤウ 将シヤウ 尚シヤウ 聖シヤウ 性シヤウ 章シヤウ 掌シヤウ

二 せうをしようとするもの

小シヨウ 少シヨウ 消シヨウ 召シヨウ 招シヨウ 詔シヨウ 照シヨウ 笑シヨウ

三 せふをしようとするもの

燒シヨウ 礁シヨウ

涉シヨウ 妾シヨウ 捷シヨウ

四 じやうをじようとするもの

上ジヨウ 情ジヨウ 淨ジヨウ 状ジヨウ 讓ジヨウ 成ジヨウ 城ジヨウ

常ジヨウ

五 ぢやうをじようとするもの

場ジヨウ 娘ジヨウ 嬢ジヨウ 釀ジヨウ 丈ジヨウ 杖ジヨウ 定ジヨウ

錠ジヨウ

六 ぜうをじようとするもの

擾ゼウ 饒ゼウ

七 でうをじようとするもの

条ジヨウ 嫻ジヨウ

八 でふをじようとするもの

帖ジヨウ 疊ジヨウ

第二十二 オ列拗音の長音に発音される ちやう、てう、てふ

は ちようとする。

例

一 ちやうをちようとするもの

丁チヨウ 町チヨウ 長チヨウ 腸チヨウ 聽チヨウ 提チヨウ 挺チヨウ

二 てうをちようとするもの

弔チヨウ 鳥チヨウ 朝チヨウ 兆チヨウ 超チヨウ 調チヨウ 彫チヨウ

三 てふをちようとするもの

帖チヨウ 蝶チヨウ 牒チヨウ

第二十三。オ列拗音の長音に発音される ねう は によう とする。

例  
 尿 ニョウ 饒 ニョウ 遶 ニョウ 繞 ニョウ

第二十四。オ列拗音の長音に発音される ひやう、へう は ひよう とする。

例

一 ひやう を ひよう とするもの  
 兵 ヒョウ 平 ヒョウ 評 ヒョウ

二 へう を ひよう とするもの  
 表 ヒョウ 俵 ヒョウ 票 ヒョウ 豹 ヒョウ

三 びやう を びよう とするもの  
 屏 ビョウ 病 ビョウ 鋌 ビョウ

四 べう を びよう とするもの  
 苗 ビョウ 描 ビョウ 猫 ビョウ 眇 ビョウ 廟 ビョウ

第二十五。オ列拗音の長音に発音される みやう、めう は みよう とする。

例

一 みやう を みよう とするもの  
 明 ミョウ 命 ミョウ 名 ミョウ 茗 ミョウ 冥 ミョウ

二 めう を みよう とするもの

例  
 妙 ミョウ 苗 ミョウ 猫 ミョウ

第二十六。オ列拗音の長音に発音される りやう、れう、れふ は りよう とする。

例

一 りやう を りよう とするもの  
 良 リョウ 両 リョウ 令 リョウ 領 リョウ 涼 リョウ 諒 リョウ 量 リョウ

二 れう を りよう とするもの  
 聊 リョウ 料 リョウ 了 リョウ 僚 リョウ 寮 リョウ 寥 リョウ

三 れふ を りよう とするもの  
 獵 リョウ 齧 リョウ